

JSCE2000
－土木学会の改革策－

1998年版

土木学会理事会企画運営連絡会議

JSCE2000 一土木学会の改革策一

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第 1 章 はじめに | 1 |
| 第 2 章 土木学会改革の課題 | 1 |
| 第 3 章 総務部門 | 5 |
| 第 4 章 財務・経理部門 | 11 |
| 第 5 章 会員支部部門 | 19 |
| 第 6 章 出版部門 | 27 |
| 第 7 章 調査研究部門 | 37 |
| 第 8 章 企画部門 | 49 |
| 第 9 章 広報部門 | 55 |
| 第 10 章 国際部門 | 59 |
| 第 11 章 学術資料館・土木図書館部門 | 69 |
| 第 12 章 災害緊急対応部門 | 71 |
| 平成8・9年度企画運営連絡会議構成 | 79 |

第1章 はじめに

現在はあらゆる分野においてパラダイムの歴史的変換期であり、工学系学会においてもその転換に対する対応・改革が強く求められている。特に、土木分野を取り巻く国内外の社会環境は急速に変化しつつあり、21世紀を視座において土木学会の改革が急務となっている。工学系学会が有すべき重要な機能として

- (1) Societyとしての会員相互の交流
- (2) 学術・技術の進歩への貢献
- (3) 社会に対する直接的な貢献

があるが、土木学会の改革に際してはこれらの機能が十分に果たしうるような体制を確立する必要がある。

これらの多様化・国際化している土木学会の諸問題を検討し、学会の企画運営を議論するとともに各部門にまたがる事項を審議するために平成8年8月に理事会に企画運営連絡会議が設立され、以下のような課題について検討を開始した。本報告は、平成9年度末までの検討結果の報告であり、今後更に検討を進めるものである。

第2章 土木学会改革の課題

企画運営連絡会議において、当初の議論により土木学会改革のための諸課題が以下のように抽出された。

2. 1 学会の将来構想

学会が将来にわたって活力を維持するためには、組織・学会の社会的役割・新分野の開拓などについて中長期的構想を持つことが必要である。そのためには、土木、さらには工学におけるリーディング学会としてのありかたを議論しなければならない。その重要な視点として、中立性の確保、学会構成員の倫理の確立がある。また、政府が科学技術基本計画を策定したことから、学会として科学技術政策の立案と提言を行うべきである。

2. 2 学会の制度

土木学会は急速に肥大化したために、規定類や組織が次々と付け加えられ、その結果極めて制度が錯綜している。そのために、定款や諸規定の見直し、学会役員選出法のありかた、表彰制度のありかた、全国大会のありかた、委員会のありかた、支部のありかたなどを検討しなければならない。特に委員会については、委員会の新設・改廃の基準の策定、統合の推進、委員会の分掌、委員会の時限性・委員会委員の任期制

の導入、委員長の選出法の明確化、運営規定の整備、年次計画の策定、活動成果の公表、自己評価など、数多くの検討課題がある。

2. 3 会員サービス

学会は会員の相互交流の場の提供、情報の提供を積極的に行う必要がある。さらに、未組織の研究者・技術者が新たに会員として入会しやすいような枠組みを提供すべきである。また、会員となるためのインセンティブが働くような学会とすべきである。

2. 4 人材育成

国際化および21世紀に向けた標準教育カリキュラムの策定、資格制度の充実、社会人リカレント教育の場の提供、委員会への若手・地方委員の登用など将来に向けた人材育成策をはかるべきである。

2. 5 学会の評価機能

国家財政が悪化している現在、社会基盤整備や防災施設の適正水準を議論する必要があり、その提言のために中立的立場にある学会が果たすべき役割は大きい。また、頻発する災害に際して、学会が緊急に対応し、中立的立場で原因を解明して国民に説明することは学会としての社会的責務であり、そのための組織を検討するべきである。学術研究や技術の正当な評価は学会が持つ最も重要な機能であり、この機能をさらに強化しなければならない。

これらの学会の社会的活動を社会に還元・普及するために、学会誌・各種出版物・市民行事・マスコミへの情報提供などにより、広報活動を積極的に行う必要がある。

2. 6 出版物

従来、学会出版物数が肥大化し、学会財務の悪化を招いた。学会出版物に関して出版の可否について公正な立場で吟味すべきであり、その後の在庫管理についても適正化を計る必要がある。著作権については、従来の慣習を引きずった形で、これが著者に帰属することになっている。しかしながら、その保護を制度的に保障し、かつ出版物に学会の方針を適切に反映していく柔軟性を付与する意味でも、著作権を欧米並みに学会に帰属させる方向が検討されるべきである。これは海外への窓口である英文論文集、英文広報誌についても共通の課題であろう。現在の5つの英文論文集は、日本の研究内容を広く海外に紹介する意図を持って、それぞれの個別の委員会の自主的な努力で創刊され、今日に至っている。しかしながら学会内の個別の委員会の制約を越えて、より広範な普及を図ることがこれから一層求められる。そのためには和文のオリジナル論文を英訳した著作に積極的な評価を与え、論文の英文化へのインセンティブを高めるとともに、学会員に重きを置いた販売体系ではなく出版を海外の出版社に

委託する方策などを積極的に検討し、購読者層の拡大と、出版事業の合理化を進めなければならない。英文広報誌については、現在出版されておらず海外会員の確保・日本の土木技術の紹介のために何らかの方策を考えなければならない。また、情報化社会の到来に向けて、電子図書館構想などについて研究を行うべきである。

2. 7 国際化

国内向け組織として出発した本学会は、国際的に立ち後れている。国際貢献のあり方の検討、資格・規格の世界的組織化への対応、アジアのリーディング学会としての確立策などを早急に打ち出さないと、本学会は、世界のローカルな学会としての地位が確定するであろう。また、学会事務局も国際対応ができる体制を確立しなければならない。

2. 8 学会財務

予算・決算のあり方が前年度踏襲方式になっている。各部門・委員会毎に次年度予算の策定を行い、決算を報告する年次計画制度の導入を検討すべきである。また、予算が硬直しており、緊急に対応するべき事項にたいして予算措置が困難な状況にある。支部会計については、学会が特定公益増進法人が維持されるよう明確化しなければならない。また、各種基金の有効活用がなされるよう再検討を行う必要がある。

学会を経由して研究費補助がなされる方式が導入されつつあり、本学会もこの動きに有効に対応できる体制を導入することを検討すべきである。

2. 9 学会事務局

省力化、情報化を計り、効率の向上を目指す。また、事務分掌を明確化し、国際対応ができる体制の確立を計る必要性がある。

以上の各テーマについて短期・中長期に分けて実施方策を検討すべきである。

2. 10 学会定款・規定の見直し

平成8年9月閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託に関する基準」に基づき、評議員会の廃止など定款を改正する必要があり、またそれに伴い規定類の改正等を行う必要がある。

第3章 総務部門

平成8年8月13日開催の第1回企画運営連絡会議において、当部門が早急に取組むべき検討課題として次の各事項が確認された。

1. 土木学会運営組織図
2. 土木学会会務の整理
3. 土木学会規程類(委員会規程を含む)の整理
4. 土木学会組織・役員の管掌権限の整理
5. 土木学会事務局事務分掌規程の整理

その後、平成10年度事業計画および予算案作成に伴う「年次計画策定のあり方」さらには、平成8年9月20日閣議決定に基づいて平成9年3月7日付け文部省通知「公益法人の設立許可および指導監督基準」および「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を受けての「土木学会定款」改正と、これに伴う土木学会規則、規程、内規類の全面的な見直し、さらには事務局の事務分掌、事務局組織の再検討が必要となった。

これら検討課題への取組状況を次のとおりである。

3. 1 検討終了事項

3. 1. 1 土木学会定款の改正案作成

平成9年9月27日開催の第3回理事会において「定款改正委員会」が設置され、先の文部省通知の内容に沿った定款改正作業を開始した。本年3月20日開催の第6回理事会において最終案の承認を受け、現在、文部省に提出中(土木学会総会に諮る前の事前打合せのため)である。

なお主な変更の要点は次のとおり。

- ・理事・監事の選任(第13条):理事・監事は総会で選任すること、また会長、副会長、専務理事の決め方を明記。
- ・理事及び監事の任期(第16条):理事および監事の任期に関する表現の変更、選任理事の任期および職務遂行の業務を追加。
- ・理事会の組織と招集(第32条):一定以上の人数の理事から開催要求があつた場合を追加。
- ・総会の議決事項(第32条):理事及び監事の選任を追加。また評議員、評議員会関連条項の変更に伴う事項の追加。
- ・評議員、評議員会に関する条項(第6, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 26, 27, 28, 33, 35, 41条)を土木学会規則に追加する。また、第6, 24, 33, 35, 41条の一部を変更あるいは削除する。

* :評議員、評議員会は財團法人において意志決定機関である総会をもたないために設置され、理事の選任機能や重要事項の諮問機能を持たせている。社団法人においての最高意志決

- 定機関は通常総会であり、評議員、評議員会の必要性はない。
- ・理事・監事の報酬：表現を変更
 - ・目的（第4条）：社会に対する貢献（国際貢献を含む）の追加
 - ・事業（第5条）：社会に対する貢献、国際的活動、情報の開示などの追加
 - ・会員の種別および称号（第6条）：フェロー会員を明記
 - ・会員の特典（第8条）：海外協力協定学会との協定に基づく特典を検討し追加。
 - ・総会の定足数および議決：現在正会員数の20分の1以上を、文部省通知の「指導監督基準指針」に適合させ半数以上とした。
- などである。

3. 1. 2 土木学会および事務局の組織系統図の作成

第1章に述べられているように、土木を取り巻く国内外の社会環境は急速に変化しつつある。このような認識のもとに、土木学会の活動を可能な限り速やかかつ的確に運営するために、理事会会務と事務局業務を見直して、別紙のように組織系統をとりまとめた。

なお、この組織系統図は、今後の定款改正、規則改正、事務局の役割と組織の見直し、および第8章「8. 2」で述べられている「土木学会技術推進機構」の創設によってさらに改正されうるものである。

3. 1. 3 土木学会会務の整理

土木学会の運営を行なうための役員等の会務は、「土木学会規則第5章」によって定められている。本部会では平成8年度第2回理事会での議論に沿って、理事の担当業務、担当部門を整理し、土木学会規則第5章「会務」の改正案を検討し、次のような成案を得て理事会に提案し、承認された。

(1) 理事の担当する部門の明確化

土木学会規則第24条の「経理」を「財務・経理」に、「編集・出版」を「出版」に、「土木図書館」を「学術資料館・土木図書館」に変更。また新たに「災害緊急対応」の各部門を追加し10部門制とした。

(2) 企画運営連絡会議設置の明確化

新たに、同規則第24条に第2項を設け「学会の企画運営および第1項に定める各部門の調整のために、理事で構成する企画運営連絡会議を置き、会長以外の理事の中から担当理事を定める」とした。

(3) 専務理事の担当部門の明確化

専務理事の役割と担当部門を明確にするため、同規則第25条を「専務理事は、定款第14条第3項に定める職務を行なうために、前条第1項、第2項に規定する各部門および企画運営連絡会議を担当するほか、各部門の連絡調整にあたる」と改正した。

(4)「学術資料館」の追加

土木学会創立80周年時の記念事業として準備中の「学術資料館」の担当理事を土木図書館とあわせて担当することとして部門名称を変更し、かつ、同規則第3条に「学術資料館の企画、建設、建設後の運営に関すること」を追加した。

(5)災害緊急対応部門の追加

人命の喪失や社会基盤施設の損壊により市民生活に甚大な影響を与えた災害に対し学術団体として、また専門家集団として速やかに対応し、社会への責任と義務を果たすために理事会の役割として担当部門に追加し、かつ、同規則第35条に「災害緊急に対応すること、ならびに関係委員会に関すること」を追加した。

3. 1. 4 土木学会名誉会員推薦内規の見直し

表彰委員会での「功績賞」受賞資格との関係を調整するとともに、昭和52年3月25日付けの理事会承認の「名誉会員推薦内規適用についての了解事項」を検討の上、次のとおり改正した。

- ①資格第1項を「土木学会功績賞の受賞者で、65才以上の者」とした。
- ②同第3項を「副会長、理事、監事または支部長の経歴者で、その在職4年以上にわたる70才以上の者。ただし、上記の在職期間が4年に満たない場合は、評議員、各種委員会委員長、支部幹事長の在職期間を、支部商議員はその在職期間の一部を通算することができる。」とした。
- ③推薦の方法および手続きの第2項を「前項の理事会の候補者に関する審議に際し、次に掲げる者は候補者を理事会に推薦することができる。ただし、資格(1), (5)項については、事務局長から理事会へ推薦手続きをとる。」とした。

3. 1. 5 土木学会役員候補者選考内規

従来、規程に定めのなかった役員に欠員が生じた場合の補欠選挙について、土木学会役員候補者選考内規第5条に、第5項として「補欠選挙の候補者の選考は、前任者を委員会に推薦した支部等に一任することができる。」を追加し、手続きの合理化を図った。

3. 1. 6 年次計画策定のあり方

従来、主として事務局が前年度の実績を重視した「前年度踏襲型」で作成してきた年次計画および予算案の策定方法を、会務の明確化に伴い、①部門担当の理事が中心となって予算に裏付けされた事業計画案を作成すること、②総務部門では、財務・経理部門と協力して学会全体の社会的事業、国際的事業の整合化と予算配分を行なうこと、③各部門から提出された事業計画案を調整し予算配分を行なうこと、これらの作業を毎年12月中旬から開始し、3月の理事会で最終的な承認を得られるような日程で行なうこととし、平成10年度事業計画ならびに予算案の作成から実施している。

3. 1. 7 國際資格・工学教育評価への対応

経済および産業の国際化、ボーダレス化、グローバル化の進展が急速な中、技術者の国際的資格とその相互承認の問題が避けて通れない重要な緊急の課題となっている。このような時代背景を踏まえ、我が国土木技術者が不利益を受けないために土木学会も積極的にこの問題に対応すべきであるとの認識のもとに、特別委員会の設置を準備し理事会へ提言した。平成8年度第6回理事会において「国際的資格に関する検討特別委員会」の設置が承認され活動を開始した。なお本年4月末には委員会報告がまとめられる予定である。

3. 1. 8 総会の運営方法

総会の運営方法および土木学会賞のあり方について検討した。その結果、最優先で予算厳守が確認され、予算内での実施方法など詳細を検討した。

3. 1. 9 他学協会からの共催依頼への対応

日本学術会議をはじめ関連学協会からの事業（国際会議を含む）への共催依頼について検討した。その結果、いずれの場合であっても理事会承認事項とすることとし、その手順を、事務局受付後速やかに調査研究担当理事に検討依頼し、その結果を理事会で審議するように定めた。

3. 1. 10 情報化への対応

情報化時代を迎え、土木学会が作成し、また収集する情報を広く社会への提供・公開に関する迅速な対応が求められていることを受け、この問題に対応するための特別委員会設置を準備し理事会に提言した。平成8年度第6回理事会において「情報化特別委員会」の設置が承認され、活動を開始した。

3. 2 現在検討中の課題

3. 1で報告した検討終了事項も、定款の改正に伴なって土木学会規則類の再度の全面的見直しや事務局分掌規程及び事務局組織の見直しが必要となっている。

なお、現在は次のような事項について検討中である。

3. 2. 1 学会規則等の改正

定款の改正に伴う「規則等」の見直しを行なうための特別委員会の設置を準備し理事会へ提言した。その結果、平成10年3月の第6回理事会において「学会規則等改正検討特別委員会」の設置が承認され、4月から活動を開始する。なお検討対象の規則・規程

等は次のとおりである。

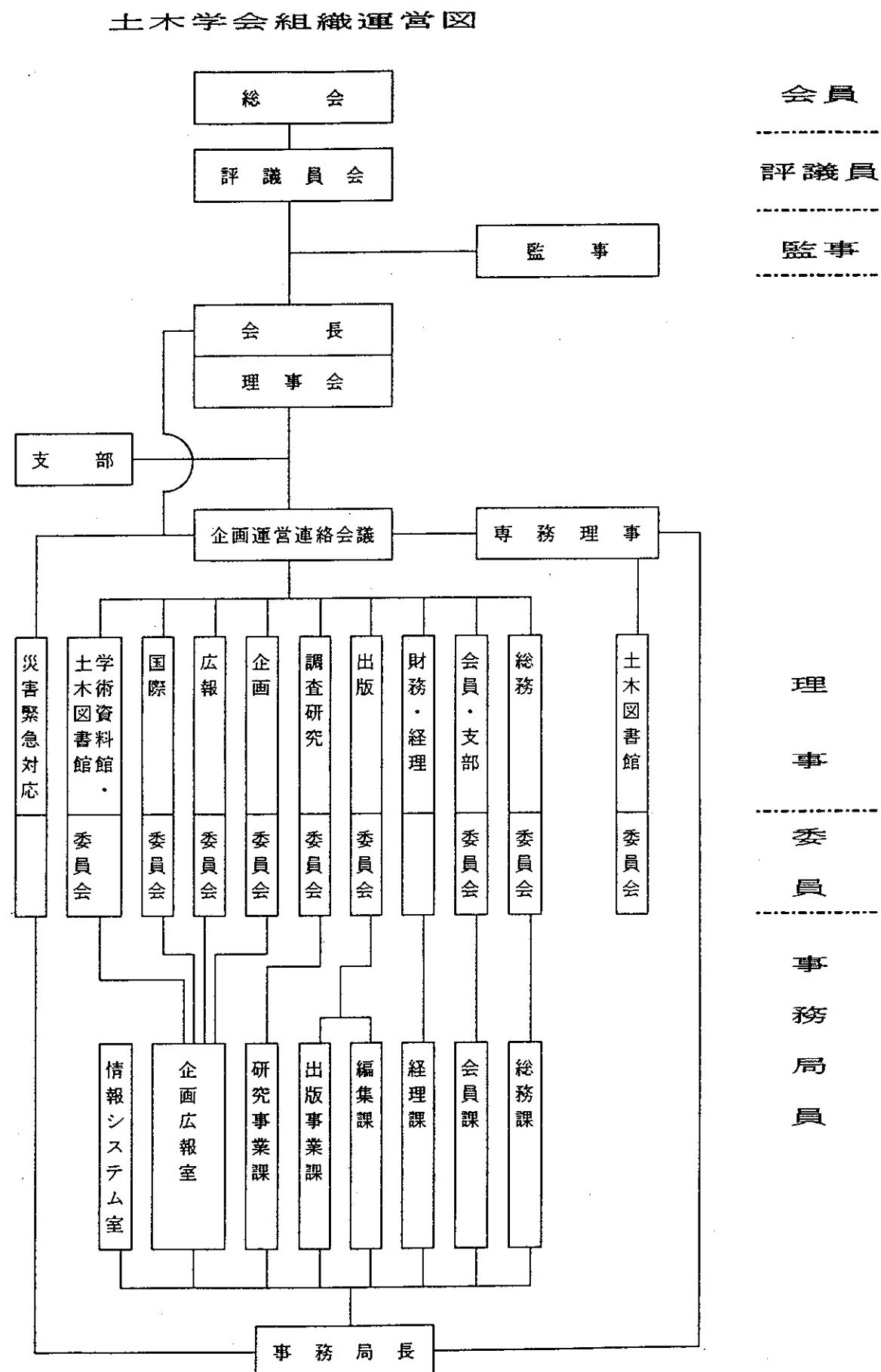
- ・土木学会規則
- ・土木学会運営に関する規程
- ・土木学会支部規程
- ・土木学会役員候補者選考内規
- ・土木学会名誉会員推薦内規
- ・土木学会慶弔に関する内規
- ・土木学会役員、委員等国内／国外出張旅費規程
- ・土木学会経理規程
- ・土木学会事務局関係規程
- ・その他関連諸規程

なお、委員会で検討が済んだ規程等は、順次、企画運営連絡会議に諮り、各部門間の調整を行なったうえで理事会に諮る。理事会で承認された規程等は速やかに施行する。また、支部規程については各支部で定め、会長に報告（土木学会規則第4条）する。ただし、学会の考え方を審議した上で各支部に規程改正を依頼する。

本委員会の活動は平成10年4月から平成11年3月までを予定している。

3. 2. 2 日本学術会議等、関連機関への委員の推薦について

日本学術会議、日本工学会その他、関連の機関（官庁や国際会議組織委員会等を含む）への会員、委員、幹事の推薦方法について検討中である。



第4章 財務・経理部門

4. 1 はじめに

当部門は、土木学会の資産の保全と健全財政の確立及び会計経理事務を統括する。平成5年度の決算において、財務・経理上の問題点が指摘され、公認会計士より次のような事項について改善を指示された。

- ① 会計システムの改善
- ② 企業努力による財務体質の改善
- ③ 事務局の責任と体質改善
- ④ その他

これをもとに、財務・経理部門としてどうあるべきかを担当理事、事務局で検討し、次の3項目を改革の目標とし、前任の担当理事名で中間報告を行った。

- (1) 会計システムの明確化と再編成及びOA化の推進
- (2) 健全な財務体質
(企業意識の確立と責任の明確化、を含めて)
- (3) 中長期財務のあり方

以上の目標を基に以下の様な施策を実施してきた。

平成6年度 会計単位の再編成、支部会計の問題点の整理、出版物の不良在庫の処分方針の決定

平成7年度 競争見積制の実施、支部会計の改善、出版物の不良在庫の処分

平成8年度 以降は次に述べる事項を実施した。

4. 2 会計システムの明確化とOA化の推進に対する施策

4. 2. 1 公益法人会計基準への移行

(a) 文部省の通達により、公益法人は公益法人会計基準に基づき、会計処理をする事が義務付けられ、企業会計基準から公益法人会計基準に変更した。

(実施済)

(b) 会計基準の変更にあわせ公認会計士も個人の下園公認会計士より太田昭和監査法人に変更した、これにより機動的、システム化に指導を受けられるようになった。(実施済)

(c) 公益法人会計用の会計コードの設定、費目、科目、細目等のルール設定を新たに行い、判り易い整合の取れた会計システムとした。(実施済)

4. 2. 2 会計コンピュータシステムの導入

(a) 会計コンピュータシステムを本部、支部ともに導入した。(実施済)

(b) システムの導入により、本部、支部の会計コードの統一化、データの一元化が計れ、より明確な会計処理が可能になった。(実施済)

- (c) 平成9年度途中より新システムを導入したため、幾つかの支部で戸惑いが見られるが予算作成から決算処理迄の一連の業務を経験すれば軌道に乗ると考えている。本部事務局は責任をもって、支部への支援を行う。（実施中）
- (d) 新システムによる会計処理をより効率的に運営するため、周辺処理業務も今後、新システムに連動した形で処理システムを開発していく必要がある。
(銀行入金チェックシステム、旅費清算システム、参加費請求システム、書籍販売システム、会費納入管理システム等)（実施中）
- (e) 事務局職員にコンピュータが配置され、担当している行事や委員会等の支払実績が隨時検索でき、予算管理が効率的に行えるようになった。（実施済）
- (f) 公益法人会計は収支は判るが、損益は直接には判らないため、別のシステムで計算しておく必要がある。10年度当初にそのシステムを導入する。
(準備中)

4. 3 健全な財務体質に向けての施策

4. 3. 1 企業努力による財務体質の改善

- (a) 予算に基づくコスト管理と各種事業の予算削減（実施中）
- (b) 事務局職員へのコスト意識、管理費の考え方の普及（実施済）
- (c) 調達方法の改善　印刷物等発注する物件に競争見積制度を導入等
(実施済)
- (d) 行事費に管理費相当額を見込んだ予算の策定（主催する委員会等に対するコスト意識の普及）（実施中）

4. 3. 2 事務局の役割分担と責任体制の明確化

- (a) 各種委員会と事務局職員の作業分担表を作成し、夫々の権限と責任を明確にした。（実施中）
- (b) 各課・室の業務内容及び分掌業務の見直しと役割分担に伴う役職者の責任と権限の明確化。（実施中）

4. 3. 3 各種未処分金の処理

- (a) 経理上処分を保留していた、各種の支払不明金(例えば印税の宛先不明等)、未収入金(例えば書籍購入代金未納、講習会参加未納金等)、預り金(例えば共催事業残金等)その他を損益修正金として処理し、健全な経理内容になった。（実施済）

4. 3. 4 土木学会本部土地購入借入金返済処理

- (a) 本部用地(四谷の現在地)を国鉄清算事業団より平成7年3月総額996百万円で購入した。その費用を全額銀行より借り入れ、400百万円は会費を5年間15%臨時会費として増額し、返済する。残りの596百万円は保有株を売却して返済する事にした。（実施中）

(b) 会費収入による返済は順調に返済が進んでいる。株売却による返済分は株が大幅に値下がりし、推移を見守っていたが、平成9年度には株を売却し返済に充てた。平成12年度で借入金全額を完済する見通しである。
 (実施中)

土木学会本部用地 購入資金 返済予定

(単位千円)

| 平成7年3月 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 10年度 |
|------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 土地代金 借入金 996,000 | 株売却に よる返済 596,000 | 借入金元金 596,000 元金返済 278,000 残金 318,000 | 元金 318,000 返済 237,070 残金 80,930 | 合計 651,923 |
| | 特別会費 による返済 400,000 | 利息 8,277 元金 400,000 利息 10,188 | 利息 5,337 元金 400,000 利息 7,756 | 利息 4,451 元金 245,076 利息 6,112 |
| | | 利息 8,277 残金 400,000 利息 10,188 | 利息 5,337 返済 76,640 残金 323,360 利息 7,756 | 利息 4,451 残金 165,112 利息 4,431 |
| | | | 利息 84,396 | 利息 84,396 |
| | | 臨時会費による返済額 | | |

別途考慮
平成11年
平成12年
で完済

4. 3. 5 公益増進事業特別会計の設置

(a) 80周年記念事業の寄付金の残金（4億5千5百万円）を文部省と協議の結果公益性の高い次のような事業に使用する事とし、表記の特別会計を設置した。（実施済）

(b) 公益増進特別会計で行う事業 （実施中）

- ① 阪神・淡路大震災調査報告の製作費
- ② 80周年記念出版（ヨーロッパのインフラストラクチャー）の製作費
- ③ 行事の補助金
- ④ 図書館の整備費
- ⑤ 支部行事の補助（支部交付金）

(c) (b) の事業の費用を特別会計で負担する事により生ずる、一般会計、出版会計の余剰金を資料整備引当金として積立てた。（川崎資料館建設費の一部）
 (実施中)

(d) (b) の③④⑤については順調に同額の資料整備引当金が積み立てられている。①②については発刊の遅れにより、支出した費用の回収が遅れている。特に①についてはまだ半数しか出版されておらず（10年3月末），今後発刊

を早めると共に販売促進に努力する必要がある。 (実施中)

4. 4 中長期の視点からの財務・経理のあり方

4. 4. 1 予算編成について

- (a) 各部門で予算重視の活動を行って貰うため、平成 10 年度の予算は部門ごとの実施計画に基づき予算要求額を提出してもらった。10 年度より初めて試みた方式であるのでこれまでの経過を考慮し、大幅な枠組の変更は行わなかった。 (実施済)
- (b) 学会の方針で 10 年度重要課題とした国際関係費、緊急災害対策費等については、企画部門会議の意を受け別途指示のあった額で予算を配分した。 (実施済)
- (c) 学会の運営管理業務も工夫改善、作業の見直し等を行い、効率化、迅速化を計り、事務管理費を約 17,000 千円圧縮した。 (実施済)
- (d) 10 年度の予算編成に当たり上記の(b), (c)以外で要求された額を変更したものは次の通りである。 (実施済)
 - ① 学会誌の発行費用が毎年増加傾向にあり、平成 9 年度予算より多い予算要求があったが同じ額で活動して貰うようお願いした。(その後の対応は編集委員長の学会誌記事参照)
 - ② 図書整備費はペーパースの新システム導入の為、必要な額を計上した。
 - ③ 毎年実費清算であった土木学会賞関連費用も、予算内で納めてもらうようにした。
 - ④ 会費収入は例年内輪に見積もる傾向にあったが、10 年度より予測精度を高め、額を増加させた。
- (e) 行事及び受託研究費の予算を策定するときは 20% の管理費を計上するよう要請し、予算に組み込んでもらった。 (実施済)

4. 4. 2 定款変更による経理関連規則等の改正

- (a) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の改正により、土木学会の定款の見直しが必要となり、現在改定作業を進めている。これに伴い学会の経理関連の諸規程、規則等の改定を進めている。 (実施中)
- (b) 公益法人の収益事業は総支出額の 1/2 以下となっており、当面 問題はないが今後配慮が必要である。 (検討中)
- (c) 公益法人の管理費は総支出額の 1/2 以下となっており、この面でも配慮が必要である。 (検討中)
- (d) 公益法人が受けた寄付金は 1/2 以上一般市民を対象にした事業に当てなければならないという行政指導が有る。専門分野のシンポジウムや全国大会等に対する寄付行為も制限をうけるとかんがえられる。 (検討中)

(g) 以上のはか株式保有の制限、長期借入金の規制・管理強化、運用財産の運用範囲の制限等かなり厳しく規制されている。今迄運用してきた経理関連の諸規程の見直しを行う。（検討中）

(h) 定款変更により、直接財務経理の規程には影響ないが運営上経費面で影響ある事項に次のようなものがある。（検討中）

① 総会定足数の変更（会員の過半数の出席）に伴う定員確保の方策が必要となる。

② 評議員会の見直し（役割等の移管）

③ 理事の選任方法（総会での選挙による）

④ その他

以上のように組織・体制が変わる事により

- ・ 総会の定足数確保の為の組織化、委任状の収集方法

- ・ 理事選挙用業務

- ・ 総会の会場 大会場への変更等が生じる。

定款変更と対応してどのように変更したら良いか検討を行う。（検討中）

4. 4. 3 中長期的視野での財務全体の動向

(a) 今後、会員増による会費収入の増加は容易ではない。むしろ現会員数をいか保持していくかがこれからの課題である。また公益法人の運用基準により収益事業も色々な制約を受けており大幅な增收は期待出来ない。昨今の社会的、経済的状況では、安易な支援を考える環境はない。（検討中）

(b) 財政的に、健全な財務内容で学会を運営して行く為には中長期的計画が不可欠であり、しかもそれを確実に実行して行く体制が重要となる。特に資金的にかなりの出費が見込まれる事業については、収支バランスを十分検討して実施するように心掛ける必要がある。従来のその時々の状況に順じて対応して行く方式では限界があろう。21世紀を見据えた基幹となる計画が望まれる。（検討中）

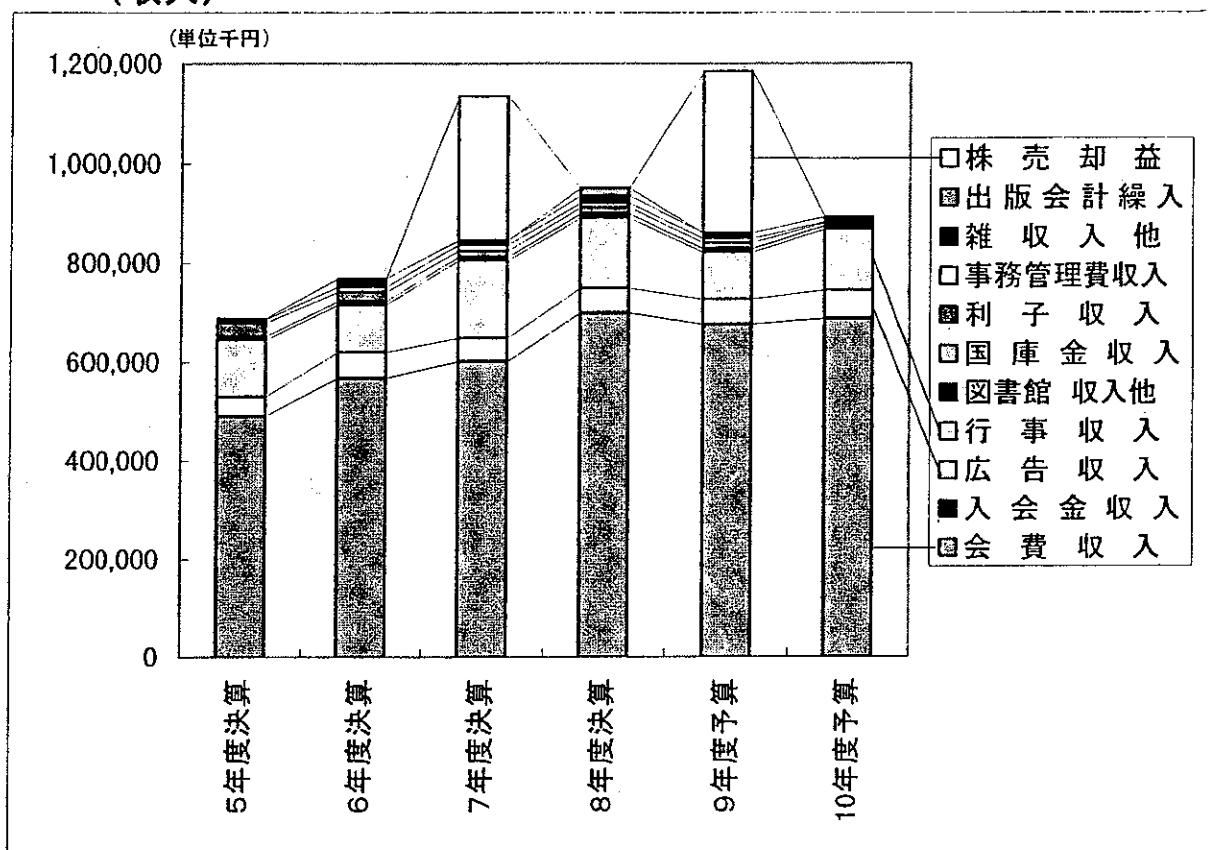
(c) 前にも述べたように、学会運営の費用は基本的に会費収入等限られている。学会の活動は会員が納得し、何等かの形でその恩恵に浴する事の出来るものでありたい。予算はその活動の裏付けとなるものであるから、その配分に当たっては公平、公正、透明でなくてはならない。予算配分の大枠を決めて置く事も一案と思われる。それには学会活動の行動指針となる基本計画を早急に理事会等で見直し、その指針に添って個別の事業の費用を配分することが問題解決の一つと考える。行事や出版会計も事業執行のための計画を十分検討し、予算を尊重した運営をお願いしたい。（検討中）

(d) 学会の活動分野が年々拡大している。このこと自体は望ましい事と考えるが、それに伴い事務局の作業量も増大しており、一般管理費も増加する傾向

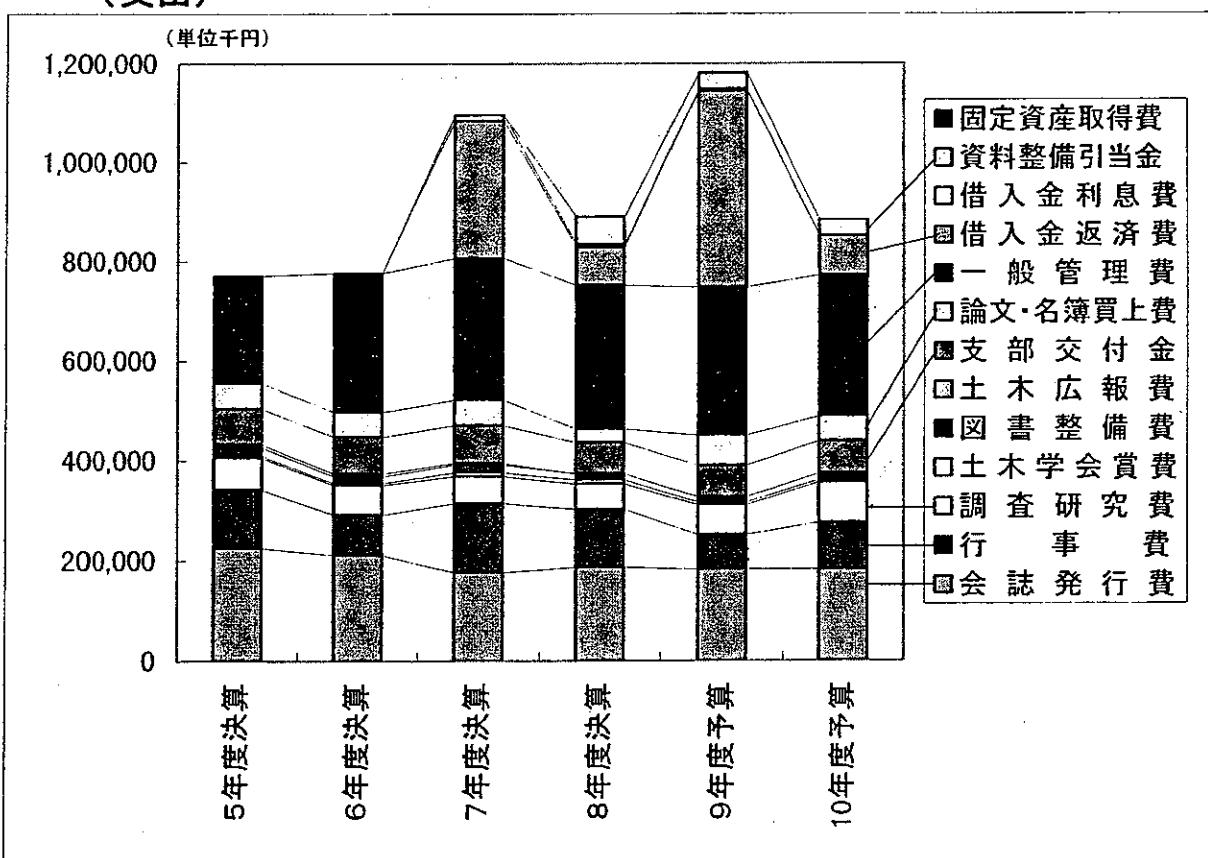
にある。人件費を含めた一般管理費もどうあるべきか見直す時期に来ている
ように思われる。（今後の課題）

一般会計収支決算・予算の推移

(収入)



(支出)



第5章 会員支部部門

5. 1 会員支部部門の設置と構成

本部門は土木学会会員と支部に関する問題と検討するため平成8年度に設置され、会員と支部の課題について検討を行ってきた。本部門は学会すべての問題に関連しており、当初、問題の抽出に時間を割い向きもあるが、着実に検討を行ってきている。会員支部関係の会議としては、本部門会議とともに、支部との関連では連絡調整会議が設置されている。これまで、支部に対しては数回のアンケートを行ってきたが、支部の意見を速やかに反映させることができたため、平成10年度より委員構成を会員支部部門担当理事と若干名の幹事に各支部幹事長を加えることとした。なお、従来の委員構成の会議は会員支部部門企画委員会とすることとしている。

以下は、検討経過と今後の問題点である。

5. 2 土木学会会員支部の現状

現在土木学会を取り巻く社会環境と学会自身の自発的な問題意識の変化に対応すべく改革が進められている。会員支部部門では、平成8年以来、会員支部における改革を議論してきた。社会における土木工学者の役割の変化や分野の多様化とともに学
会の変革、さらに国際化等への対応などに対応した会員支部関係の事項が現在の重要な課題である。議論は当部門会議内だけでなく、現状把握のためのアンケートも支部を中心に実施してきた。

会員関連では、会員の量的かつ質的な動向が基本問題であるが、現在会員数は約40000人弱であり、量的には必ずしも少ないと見えていた。正会員数については、学会誌平成9年12月号に詳しい報告がなされているが、過去5年間横ばいないし増加傾向にあるが増加率は鈍っている。一方、学生会員数は比較的着実に伸びているが、その伸びがそのまま正会員の増加にはつながっていない。これは、学生会員からの正会員への移行がスムースに行われていないことが原因だと考えられる。このようなデータから見て、現状維持のためにも会員増強運動が必要なことを示していると考えられる。会員は学会活動の源泉であることから、会員支部部門では新会員の獲得や会員へのサービスの向上を考え、会員増強を行う必要があると考えられる。特に、会員となるためのインセンティブが強く働くような学会となるための会員サービスを目指す必要がある。

一方、支部活動は学会と会員をつなぐ重要なパイプの一つである。支部へのアンケート結果からは、支部活動へのサポートを中心に多くの要望が示されている。学会規則や定款の改正を考え、支部関係として、支部活動の活性化と財政の充実などの観点から問題点の検討を行ってきた。

5. 3 検討経過

5. 3. 1 会員関連

まず、基本的な学会の会員数について検討を行った。

学会として望ましい会員数のより合理的な検討は必要であるが、現在約3万9千弱の会員数である。望ましい会員数は、土木技術者の人数などに関連するがその推定は難しい。アンケート結果やASCEの会員数から見ても現在の会員数は妥当であると考えられるが、現状維持のためにも絶えざる会員獲得への取り組みが必要であるとの認識に達した。現在会員は若干の増加傾向にあるがその原因ははっきりしていない。広報活動や阪神大震災などの学会活動などがその要因とも考えられる。この点に関して、会員の動向を明確につかむ必要がある。学生会員は増加傾向にあるが、学生会員から正会員への移行をスムースにし、会員増強の取り組みを強化する必要がある。

このため、大学等主任教官への勧誘依頼や就職先企業の正会員から元学生会員へ正会員への移行を勧奨するようお願いすることになった。そのた、環境などの境界領域からの新規加入者の維持は問題である。女子会員は増加しており、今後も増加すると思われる。外国人と在外会員は約150人である。外国人会員の獲得や外国人会員や在外会員へのサービス向上も、国際戦略、国際交流の観点から一考の余地がある。特に、帰国した留学生などとの対応は重要である。

フェロー会員については、いくつかの問題が指摘されてきたが、まず、フェロー会員審査委員会での議論を基礎に検討を行うこととした。その結果、フェロー会員規則の改正を承認した。特に、フェローとは、正会員の称号ではなく、正式に会員種別とすることにより、フェロー会員の特典となることになった。

会員増強策についての具体的な取り組みの1つとして、新たに入会勧説のためポスターを作成し、配布することになった。会員の増加に関して次のような点が指摘された。全国大会での発表のため入会する会員が多いことである。ただし、その後の継続と維持が問題である。現在の正会員の登録方法は再検討の余地がある。特に、入会時の専門性の把握だけでなく、専門性の変化の動向もとらえる必要がある。

この点、個人データーベースの再検討も必要である。つまり、会員への取り組みに関しては、今後量的だけでなく質的な向上をはかるべく、個人ベースでの対応の強化が必要と考えられる。アンケートによれば、現在の職場班については、付加的な情報を加えて会員サービスを行っている班では有効であるが、そうでない場合は送本が滞るなどのマイナス面も見られることが指摘されている。このため、会員支部部門会議の中にワーキンググループを設置し、平成10年度職場班の見直しを行い、平成11年度より実施することとした。基本的に現在の職場班は情報の伝達、交換などの通信機能に重点を移すこととする。ただし、現在の配本などのシステムを希望される班については現在の形態をの残すこととする。

職場班については、支部規定の見直しの際に、支部規定内に職場班についても盛り込むこととする。次に、会員へのサービスであるが、土木技術者の情報誌として、学会誌は有用、特に別冊は実務者に歓迎されている。学会誌は会員への直接的なサービスであるため、会員支部部門としても継続してそのあり方を考える必要がある。その他、部門別のニュースレターを会員個人へダイレクトに送る方法も考えられる。インターネットやホームページを活用した情報開示や情報交換の合理化も必要である。会員へのサービスをきめ細かくするために、現在の班単位中心の考え方から、個人単位での学会への参加を原則とすることが望ましい。

土木学会ロゴ入りグッズを作成して、会員意識の活性化や広報に役立てるのは有効である。このため、一時中断していたカフスボタン等の学会ロゴ入りグッズが新たに作成されている。

5. 3. 2 支部関連

全国大会開催における賛助金の取り扱いなど費用の取り扱いは今後財政一元化との関連で明確にする必要がある。全国大会肥大化の抑制のため、支部発表会と全国大会の連携についての検討が企画部門からも指摘されているが、支部講演概要集の配布方法の検討や開催時期の工夫によって支部発表へのシフトも可能となるであろう。支部発表会と全国大会の連携は全国大会の運営に効果がある。

支部活動については今後インターネットやホームページの活用が必須である。特に、支部間の情報交換に役立つと思われる。支部での土木ネットやそれらを統合した全国土木ネットを使った情報交換も将来考えられる。土木学会誌の支部会告についても、支部ホームページの活用などが可能となれば、学会誌のスリム化にもつながることになる。

支部規定については、現在各支部でそれぞれ独自の規定が用いられているが、今後学会規定との整合性と支部の独自性に注意しながら検討を行う必要がある。定款の改正にともない、評議員が廃止されるが、支部商議員の取り扱いについては定款改正後に支部活動の独自性を考慮に入れ支部規定の見直し作業の中で議論することとした。

このため、平成10年度より、会員支部部門会議の中にそのためのワーキンググループを設置し検討する予定である。支部で出版された出版物の著作権については、これまで明確な位置づけがなかった。この点は、本部の出版部門との関連から、各支部の意見を尊重しながら、会員支部部門としての取り扱い方を明らかにして行く予定である。支部の財政的な側面では、支部会計の電算化についてソフトとハードの問題が原則的に解決し、支部における受託研究対応の問題も検討が終了したが、支部財政の充実の問題は支部交付金の見直しを含めて今後さらなる検討が必要である。

5. 4 検討状況と今後の課題

以下にこれまでの議論で検討済みの課題と今後の課題を示す。

注) 検討のレベルを以下のシンボルで示す。

◎:検討済み, ○:検討中, △:未検討, :新規追加

5. 4. 1 会員関係

(1) 会員数の強化策

◎・学生会員の増強策

会員増強策についての具体的な取り組みの1つとして、新たに入会勧誘のためポスター及び学生用土木学会案内パンフレットを作成し、配布することとなった。

学生会員から正会員への移行をスムースにし、会員増強の取り組みを強化する必要があるため、大学主任教授宛勧誘依頼や就職先企業の正会員に対し、元学生会員から正会員への移行を勧奨するよう文書でお願いすることとした。

◎・適当な会員数の検討(増強策は必要、継続的に努力)

学会として望ましい会員数のより合理的な検討は必要であるが、現在約3万9千弱の会員数である。望ましい会員数は、土木技術者の人数などに関連するがその推定は難しい。アンケート結果やASCEの会員数から見ても現在の会員数は必ずしも少ないとは考えられないが、さらなる発展と現状維持のためにも絶えざる会員獲得への取り組みが必要であるとの結論に達した。

○・正会員数の維持(会員の維持獲得運動の継続、関連分野からの勧説したときの継続性、法人会員との関係)

全国大会での発表のため入会する会員が多いが、その後の継続と維持が問題である。現在の正会員の登録方法について再検討を行う。環境などの境界領域からの新規加入者の会員としての継続性についても検討が必要。法人会員と正会員の関係も検討が必要である。

○・地位向上のための取り組み(倫理特別委員会で検討中)

○・地方公共団体職員の増強

△・土木学会の魅力アップ

(2) 会員サービスの充実

◎・フェロー会員の待遇と活動活性化策の検討(フェロー審査規定の改正およびフェロー会員資格の創設)

フェロー会員については、いくつかの問題が指摘されてきたが、まず、フェロー会員審査委員会での議論を基礎に検討を行うこととした。その結果、フェロー会員規則の改正を承認した。特に、フェローとは、正会員の称号ではなく、

正式に会員種別とすることにより、フェロー会員の特典となることとなった。

◎・職場班システムの再構築(平成10年度にWG設置)

現在の職場班については、付加的な情報を加えて会員サービスを行っている班では有効であるが、そうでない場合は送本が滞るなどのマイナス面も見られることが指摘されている。このため、会員支部部門会議の中にワーキンググループを設置し、平成10年度職場班の見直しを行い、平成11年度より実施することとした。基本的に現在の職場班は情報の伝達、交換などの通信機能に重点を移すこととする。ただし、現在の配本などのシステムを希望される班については現在の形態をの残すこととする。職場班については、支部規定の見直しの際に、支部規定内に職場班についても盛り込むこととする。

◎・情報化検討特別委員会に部門より委員参加

当部門からは委員を関東支部の委員から選出することとした。

○・土木学会ホームページとの連携強化(会員、入会関係の掲載)

○・個人的対応の強化(個人会員の専門性把握、部門別ニュースレターの発行)

○・遠隔支部会員へのサービスの改善

△・土木学会誌によるサービスの改善

△・各種案内等の合理化と迅速化

△・事務局機能の強化

△・会員のためのサロンの開設

(3) 会員事務の改善

○・事務レベルでのサービスの向上(班組織の改組、送本システムなど)

△・会員事務関連規則等の改善

(4) 会員データベースのあり方

△・原稿データベース基本台帳内容の改訂

△・個人データベースの秘密保持レベルの確定

(5) 土木学会名簿の編集、発行、頒布

○・名簿の編集、発行、頒布方法の検討

インターネットの普及に伴い今後はe-mailの番号を記載することとした。

△・機密保持に対するレベル等の確認

(6) 土木学会グッズの制作と頒布

◎・バッジ、ネクタイ、ペン、時計等のロゴ入りグッズの企画(事務局で対応、ネクタイピン、カフスボタン制作済)

- ・グッズデザイン等の公募

(7) 土木系留学生対応

- △・相当委員会の新設問題

- △・帰国後の対応

(8) 外国人会員の勧誘

- △・勧誘の当否

(9) 外国人会員へのサービス

- ・サービス内容とレベル

- ・財務対応法

(10) 海外支部の新設

- △・東南アジア支部等

5. 4. 2 支部関係

(1) 支部規程の整備

- ・支部規程の見直し(定款改定後、本格的に検討 商議員会の位置付けなど平成10年度WGで検討)

支部規定については、現在各支部でそれぞれ独自の規定が用いられているが、今後学会規定との整合性と支部の独自性に注意しながら検討を行う必要がある。定款の改正にともない、評議員が廃止されるが、支部商議員の取り扱いについては定款改定後に支部活動の独自性を考慮に入れ支部規定の見直し作業の中で議論することとした。このため、平成10年度より、会員支部部門会議の中にそのためのワーキンググループを設置し検討する予定である。

- ・支部における刊行物の著作権を巡る課題の整理および調整(支部出版物に関する規程案が作成された後に対応、出版部門との連携が必要)

支部で出版された出版物の著作権については、これまで明確な位置づけがなかった。この点は、本部の出版部門との関連から、各支部の意見を尊重しながら、会員支部部門としての取り扱い方を明らかにして行く予定である。

(2) 支部・本部、支部・支部間の情報交換

- ・会員・支部連絡調整会議のあり方(平成10年度から新体制)

平成10年度より委員構成を会員支部部門担当理事と若干名の幹事に各支部幹事長を加える。なお、従来の委員構成の会議は会員支部部門企画委員会とする。

- ・土木学会ホームページの活用
- ・学会誌支部からの会告のあり方

(3) 支部活動の活性化

- ・支部活動のあり方の検討
- ・土木学会ホームページとの連携強化
- △ ・関連学会における支部活動の現状調査
- △ ・支部活動への本部のサポート強化

(4) 全国大会・支部発表会関連(行事企画委員会との連携が必要)

- ・支部発表会と全国大会との連携(開催時期、役割分担)
- ・全国大会開催における参助金の取り扱い
- ・支部発表会への他支部からの参加・資料の入手

(5) 支部財政の充実(財務部門との連携が必要)

- ・支部収入の向上策
- ・合理的な財政処理のあり方
- △ ・支部交付金の見直し
- △ ・支部職員の雇用・待遇

(6) 支部会計の電算化

- ◎ ・会計事務の電算化

会計事務の電算化はすべての支部で承認され進められている。支部会計の電算化で用いるソフトは本部推奨のものとし、ハードの問題は本部と相談しながら各支部ごとに対応することとなった。

(7) 支部における受託研究対応

- ◎ ・受託研究

受託案件の承認、受託契約および受託会計については、会計の一元化に関連して本部で一元的に対応する事となった。

第6章 出版部門

6. 1 検討経緯および現況

理事会・企画運営連絡会議における出版部門の所管事項は、学会における出版活動全般（行事会計で出版されるものを除く）である。学会の出版活動のうち学会全体に係る事項と収益会計である出版会計において学会が刊行する一般刊行物については〔出版委員会〕で、論文集については〔論文集編集委員会〕で、公益会計である普通会計において学会が刊行する学会誌については〔学会誌編集委員会〕がそれぞれ担当している。

理事会・企画運営連絡会議の発足にあたって、出版部門の当面の課題として、①委員会のあり方、②学会出版物と在庫管理、③著作権、④英文出版物、の4項目が挙げられている。検討にあたっては、上記事項を踏まえつつ部門全般にわたり種々の事項について、出版担当理事および出版委員会・学会誌編集委員会・論文集編集委員会それぞれの委員長・幹事長により進めてきた。

具体的な検討方針としては、現下の土木学会の財政状況に鑑み、経費削減、特に冗費の削減を基本方針に掲げ、出版委員会・学会誌編集委員会・論文集編集委員会、それにおいて改革案の検討を進めてきた。しかし、検討事項は、3委員会の個別の課題という側面が強いため、JSCE2000の取りまとめにあたっては、それぞれの委員会からの報告・提言という形をとっている。

出版会計は、過去数年間、年初予算に対して欠損を生じるという恒常的な赤字体質に対して、理事会から改善を求められ、出版管理の強化、特に出版手続の明確化および予算執行の厳正化に努めてきた。さらに、各委員会に対し、繰り返しコストダウンへの協力を要請した結果、平成8-9年度には出版会計の改善がなされ黒字を計上することができた。

また、棚卸資産として計上されていた出版物のうちほとんどが、売れる見込のない（現金化できない）出版物が大半であり、公認会計士より学会資産の不当（過大）評価とも見なされるとの強い指摘がなされ、早急に改善することを求められていた。その対策として、平成7年度決算から在庫調整勘定への繰入を行うとともに、平成8年度には在庫品の処分を実施した。

一方、出版会計の現状について一般会員の理解が得られていないのは、出版委員会からの情報発信が不足していたという事実認識に立って、積極的な情報開示に努め、学会誌上および全国大会の研究討論会での問題提起を行った。

学会誌については、いくつかの改革を経て、更なる内容の充実とコスト増の抑制という二律背反的なテーマに取り組んでいる。すなわち、学会誌はもともと会員増に連動して印刷費や発送費が増加せざるを得ない構造を持っているが、学会内のさまざまな委員会やサブ組織の増加等による会告ページの増大など、他の経費増加要因も無視できない状態になってきている。そのため、学会誌編集委員会ではさまざまな経費削減策を実施

ないしは検討中で、これまで、印刷業者との契約方式の見直し、学会誌編集支援サーバシステムの構築による編集委員会活動の効率化を行うとともに、会告ページの圧縮、広告収入の増大、編集委員会外から必要に応じて編集委員を登用するアウトソーシング方式の導入による編集委員会のスリム化、などを当面の施策として実施する予定である。さらに学会誌の発送費削減策や合併号の発行による経費削減についても検討している。

一方、土木分野の最近の危機的状況は、土木のおかれた現状のより深い分析や、今後の新たな展開に向けての可能性を探るためのさまざまな有益な記事・情報を積極的・かつ多角的に提供していくことを必要としている。そこで、学会誌編集委員会では、特集企画やシリーズ企画をより一層充実させ、より明確な企画意図のもとに、まとまった有益な情報を会員に提供するとともに、上記のアウトソーシング方式によってより広範な情報・人材資源を必要に応じて活用できる体制を実現することにより、学会誌の内容の一層の充実と編集委員会のスリム化という目標を両立させる努力を行っている。

論文集についても、各部門の季刊化（年間4回刊行）および第VII部門の創設に伴い、出版会計と同様に論文集会計の赤字体質の改善が課題であったが、各部門年4回の季刊化および第VII部門の創設に伴う赤字体質の改善のため、論文集の編集作業にE-mail審査方式を取り入れ、投稿者、査読員、編集委員会の三者の円滑な連携を損なうことなく、編集委員会の開催経費の節減に努めてきた。さらに、査読員（会員）には査読料の廃止、投稿者側には別刷代の改訂という形で協力をいただいた結果、これらの施策は大きな実効を挙げ、論文集会計の赤字は解消されるに至っている。

しかしE-mailの審査方式については、部門別に運用の実態が異なるため、事務的な統一性を図ることへの課題と問題点が幹事会で検討された。さらに「投稿の手引き」、「投稿要領」、「完全版下投稿用原稿作成上の注意」、「査読要領内規」などの条項に、これらの新しい施策に対応していない事項、また個別に修正が必要な箇所があり、これらの改訂作業が進められている。

また英文論文集の今後のあり方について、購読者数や販売方法、会計に関する統計や、海外へのアンケート調査結果をもとに、継続的に検討している。

各委員会における現在までの検討状況は以下のとおりである。

6. 2 出版委員会

6. 2. 1 実施した施策

(a) 出版会計

出版会計の財務体質を立て直すために、出版管理の強化とコスト削減を強力に推し進め、平成8-9年度決算において黒字を計上するに至った。

出版会計の管理を強化するために、出版物に関する基礎データの整備と体系的な整理を行い、個々の出版物ごとの損益管理を行うとともに、販売・在庫管理に対して適切な対応を可能にした。出版管理の強化の一環として、出版企画立案時に出

版企画書の提出を義務づけて出版企画の承認手続きを明確化するとともに、次年度出版予定図書について、出版を企画する常置委員会等から提出された出版計画調書を基に担当委員会等に対しヒアリングを実施するという、年間の管理スケジュールを確立した。

従来、あまり充分ではなかった常置委員会とのコミュニケーションを強化する場として、ヒアリングの場を積極的に位置づけ、出版コストの削減と将来の電子出版に向けて、原稿の「完全版下化」（パソコン等を利用した執筆者による版下原稿作成）を強く要請した。また、在庫品数量の増大を踏まえて、出版部数の抑制を強く要請するとともに、販売部数が見込めないものについては出版企画の変更を要請した。

販売状況の芳しくない在庫品の現状に鑑み、平成7年度決算から棚卸資産の評価替を行って在庫調整勘定への繰入を実施した。平成8年度からは繰入の完全実施を行った。上記会計処理とは別に、在庫調整勘定への繰入率が100%の在庫書籍について平成8年度において廃棄処分を実施し、希望者に廃棄書籍を無償で配布した。無償配布については、監査法人より贈与税の対象となる可能性を指摘されたため、今後の不良在庫処分については、速やかに断裁処分に付することにする。

出版委員会から会員への情報開示の一環として、学会出版活動のあり方について、学会誌の誌上（97年6月号）で問題提起を行うとともに、平成9年度全国大会において、「学会における出版活動はいかにあるべきか」と題した研究討論会を開催し、他学会（日本機械学会）や商業出版（技報堂出版）の立場からの有益な議論をいただいた。

(b)著作権

学会における著作権のあり方について検討を進めているが、学会の出版物に関する翻訳について2件の要請があり、検討の結果、以下のとおり対応した。

国際協力事業団（JICA）から、研修テキストとして「トンネル標準示方書（シールド編）」の一部について翻訳許諾の要請があり、トンネル工学委員会と協議の上、部分翻訳でもあり、無償で許可した。

トーハンを通じて韓国の出版社より、「コンクリートライブラー66/プレストレストコンクリート工法設計施工指針」の翻訳出版についての版権譲渡の申入れがあり、コンクリート委員会と協議の上、有償で許可した。

当面、学会出版物の翻訳出版に係る版権譲渡については、個別の案件ごとの対応とする。

(c)受託研究

学会における受託研究に係る研究成果の権利帰属および成果公表のルールを明確にするため、受託研究標準契約書を調査研究部門と共同で作成した。

6. 2. 2 これから実施する施策

(a)新しい媒体による出版

具体的な CD-ROM 出版企画（「橋の見かた・楽しみかた」。「水理公式集例題プログラム集」）に基づき、CD-ROM 出版の作業内容・費用等の検討を深度化するとともに、学会における CD-ROM 出版のノウハウの蓄積を図る。また、CD-ROM 出版コストの低減方法を模索する。

(b)情報開示の深度化

常置委員会から出版会計健全化のための協力を得るため、学会事務局のシステム化にあわせ出版に係るデータベースを構築し、出版委員会から常置委員会等へ出版コストの開示を行う。あわせて、ホームページ上でも情報開示を行う。

(c)著作権

従来、学会出版物の著作権については、著作者に帰属することとなっていたが、他学会の例や著作権管理の実態から判断して、著作権を学会に帰属させる方針で整理したい。具体的には、学会全体の規定改正に向けて学会誌・論文集と細部調整を図りつつ、規定改正に取り込む。

(d)規程改正

現行規程の課題洗い出し作業の終了後、今後の業務推進に関する基本方針に則った規程改正を行う。主な検討項目は以下のとおりである。

- (1)規程・内規といった学会の規程体系の見直しとそれぞれの位置づけおよび定めるべき事項の整理
- (2)個々の出版物に関する採算性の重視と在庫管理や販売促進に係る出版委員会の権限強化
- (3)出版手続の明文化および仕掛品の理事会承認
- (4)著作権の学会帰属への変更および著作権管理の一元化
- (5)印税支払条件および支払期限の設定

具体的には、学会全体の規定改正を受けて他の規程類との整合を図るとともに、著作権軒族や印税の支払条件等、会員の利害に直接関わるものについては学会誌上で問題提起を行って会員の理解を得たい。

6. 2. 3 今後検討すべき課題

(a)著作権

インターネットおよび電子媒体の普及に伴う著作権のあり方について、関係学協会の動向を勘案しつつ検討を進めるが、法律的にもいわば新規の分野であるため土木学会のみで検討を進めるには限界がある。したがって法律の専門家や文化庁との意見調整が不可欠である。このため、中長期的スケジュールで進めざるをえない。

(b)出版コスト低減に関する具体策の確立

ここ2-3年の実績から、原稿の「完全版下化」が出版コスト低減に大きく寄与することが明らかになったが、今後、学会内において常置委員会の負担を軽減するような態勢を、ハード・ソフト両面から模索する。

(c)販売促進策

学会出版物の一般書店への流通は丸善を通して行われているが、一般書籍に比べて割高な卸価格の検討も含め、具体的な販売促進策について丸善と一体となって検討を進める。

(d)常置委員会への販売促進に係るインセンティブの付与方法の模索

常置委員会に対して、販売促進の義務づけや原稿の「完全版下化」など負担のみをお願いしている現状で、販売促進に対する具体的なインセンティブの設定方法について検討する。

6. 3 学会誌編集委員会

6. 3. 1 実施した施策

(a)学会誌のA4版化および印刷業者との入札・契約

1997年1月号から学会誌をA4版化した。またそれを契機として、特定の業者に印刷を任せていたそれまでのやり方を改め、複数の印刷業者を対象とした入札を行い、契約文書を整備するとともに、契約期間を2年とする方式に改めた。

(b)学会誌ホームページの開設と運用

異種媒体での記事の提供という観点だけでなく、インターネットの持つ双方向性やオープン性、即時性といった特質を活かすことを意図した学会誌ホームページを開設した。ホームページは、各月の学会誌のコンテンツタイトル・サンプル記事の公開、学会外への情報発信を意図した記事の公開、アンケートや読者からの声に代表される双方向化のための仕掛け、災害・事故などの速報記事、教育用コンテンツ、リンク集、会告ページなどで構成されている。将来的にはさらに、動画・音声の利用や記事データベースの構築等も予定している。

(c)学会誌編集支援サーバの構築と運用

学会誌編集委員会活動の効率化・合理化のため、インターネット上で上記の学会誌ホームページとは別に学会誌編集委員会専用のウェブを開設し、編集委員会内のさまざまな記事管理、工程管理、データベース作成、等を行っている。また、これと並行してE-mailシステムもメール審議等に積極的に活用しており、そのための管理・運用体制をほぼ確立している。

(d)他委員会とのタイアップによる学会内の情報・人材資源の積極的活用

土木学会内には数多くの委員会が存在するにもかかわらず、概してお互いの絡を欠くとともに、委員会活動の成果がなかなか会員一般に還元されない、という問題があることがしばしば指摘されている。一方、学会誌編集委員会は、学会員

への有益な情報をなるべく多角的にかつタイムリーに提供することを目指しており、そのための情報・人材発掘に努力している。

そこで、今後の編集委員会運営の重要な方向性の一つとして、学会内の情報資源ならびに人材資源を広範に積極活用すべく、他の委員会とのタイアップによって、より魅力のある新企画を立案し実現していく試みをスタートさせた。具体的には、国際委員会とのタイアップにより、新シリーズ企画「土木界の国際戦略」を立案し、あわせて国際委員会から 1 名兼任編集委員として編集委員会として加わっていただき、企画の立ち上げ・実施に尽力していただいた。

(e)モニター制度の実施および「評価会議」の設置

巻末に綴じ込まれた「読者アンケート」ページをファックスしてもらう従来のシステムがほとんど機能しなかったことから、1997年1月より、100名のモニターの方からご意見・感想を主として E-mail により編集委員会に送ってもらうシステムをスタートさせた。集まった意見は全て上記の E-mail システムを通じて全編集委員に送るとともに、抄録版を学会誌の「会員の声」欄に掲載している。また、モニター制度とは別に、編集委員会内に各号の評価のための輪番の作業チームである「評価会議」を設置することにより、各記事の相互批評を委員会内で徹底して行うための制度を運用している。

6. 3. 2 これから実施する施策

(a)編集方針・体制の刷新

(1)土木学会誌編集方針の明確化

これまでの編集方針に加え、土木のおかれた現在の危機を認識し、今後の新たな展開に向けての可能性を探るためのさまざまな有益な記事・情報を、より積極的かつ多角的に提供していく。

(2)特集・シリーズ企画重点主義へ

企画意図をより明確にし、読者にある程度まとった記事・情報を提供するために、ミニ特集やシリーズ企画を充実させる（目標として毎号何らかの特集記事が載る形にする）。

(3)アウトソーシングに基づく編集委員会のスリム化

特集・シリーズ企画の編集には、特別編集委員として編集委員会外からも積極的に人材を登用する。その際、今後は他委員会に限らず、場合によっては学会外からも人材を登用する。このような、特集・シリーズ企画ごとに必要な人材を外部から求めることと、つぎに述べる常置企画の編集委員数の削減によって、編集運営の機動性向上と委員会のスリム化の両方を同時に実現していくことを目指す。

(4)常置企画体制の見直し

特集・シリーズ重点主義に対応して常置企画全体の記事量を削減するととも

に、常置企画体制の合理化を行う。すなわち、現在、常置企画数の増大や各企画内での編集作業のノルマ化が進行し、結果的に記事数が増大する傾向が出てきていることから、常置企画全体の記事量を圧縮し、それに対応して従来各委員が複数の企画を受け持っていた方式から1つの企画のみに加わる方式に改め、編集委員会全体の委員数を削減する。さらに、従来の編集委員と幹事の区別を廃止して編集委員に統一することにより、これまで編集委員に見られた委員会活動における疎外感を払拭し、編集委員全員がより積極的に委員会活動に参画できる体制を作る。

(b) ホーム・ページおよび編集支援システムの高度化

すでに稼働している学会誌ホームページをより高度化させ、ホームページを通じた新しい情報発信形態の可能性をさらに探っていくとともに、情報資源整備の観点から本格的なデータベース化のための具体策を検討する。また、ホームページは、学会誌に比べて学会外へのよりオープンなインターフェイスとして機能しえることから、土木学会の社会へのアピールやその反応を受け取るためのツールとしての機能を強化する。

さらに、学会誌編集支援システムに関して、印刷工程とのリンク等の高度化を図り、作業の効率化・印刷経費の削減を目指すとともに、企画運営上の支援機能を強化させてインターネット上の審議をより機動的かつ手軽に行えるようにすることにより、編集委員会全体の会議費の削減をはかる。

(c) 会告ページの圧縮

会告ページは年々増加の一途をたどっている。これは土木学会内のさまざまなアクティビティーの活発さを反映したもので、会告欄はその内容を知る重要な情報源となっていることはいうまでもない。しかしながら、会告欄の総量の増加は学会誌の刊行費用の相当部分を占めるようになっており、何らかの圧縮が避けられない状況に至っている。現在、研究発表会プログラムの掲載の場をインターネット・ホームページ上に移すこと（これは一部の他学会ですでに行われている）を中心とした具体策を検討中であり、なるべく早急に実現したいと考えている。

(d) 広告の見直し

従来ともすれば軽く見られがちであった広告に関しても、良質のまとまった広告であれば、学会員にとって有益な情報源となり得るという認識のもとに、広告ページの質と量の向上を目的とした見直しを行う。また、現在広告収入が学会誌の收支計算に組み入れられていない不合理をなるべく早く是正すべく関係方面に働きかけるとともに、学会誌収支改善の一環としての広告収入の増大に努力する。

6. 3. 3 今後検討すべき課題

(a) 経費節減のためのオプションとしての合併号の刊行

上記のさまざまな経費・人員の削減策によって、学会誌編集委員会として全体

的にかなりのスリム化を実現できるものと考えられるが、将来的になお一層の大額な経費削減が求められることになれば、そのときの一つの方策として、合併号の刊行もやむを得なくなる状況も考えられる。編集委員会では、現在、そのような事態を想定して合併号に関するフィージビリティースタディを行っている。

(b) 海外情報収集・発信機能の強化

今後の土木分野の発展を考える上でより一層重要になるものと考えられる国際分野に関しては、海外在住の土木学会員がきわめて少ないとなど反映して、これまで土木学会誌の情報収集・発信能力はごく限られたものとなっていた。今後は、海外協定学会との提携を深め記事情報の相互提供制度を実現していくことや、国際委員会ならびに近々発足する土木学会技術推進機構等との連携を深めることなどによってこの方面的機能を強化していく必要がある。

(c) 学会内の横断的情報収集・発信基地としての学会誌の役割の強化

現在の土木学会の構造的な問題の一つは、会員4万人規模の巨大学会であることから必然的にさまざまな委員会やサブ組織が学会内に数多く存在し、それぞれが自己完結志向や閉鎖性の強い組織になり易くなっているということである。そのため、学会全体として情報・人材資源を機動的に活用しにくい体制となってしまっている。これに対して、学会誌編集委員会は、先述のように、今後これらの資源をより積極的に活用することを必要としている組織である。このことは、編集委員会活動の展開次第では、土木学会内での情報・人材面での横断的連携体制実現のための手がかりが得られることを意味しており、今後そのような点をより強く意識した編集委員会運営を行っていく必要がある。先に述べた国際委員会とのタイアップによる「土木界の国際戦略」企画の実現はその第一歩と考えている。

(d) 発送費の削減

現在、学会誌の発送費は学会誌予算全体のおよそ3割を占めている。しかも今後の学会員数の増加を考えれば、発送費のウェイトはより増してくるものと予想される。したがって発送費削減のための具体策の検討を急ぐ必要があるが、現在、可能なものは第3種郵便から宅配便に切り替え、宅配業者間の競争によるコストダウンをはかる方策について検討を始めている。

6. 4 論文集編集委員会

6. 4. 1 実施した施策

(a) E-mailによる査読管理

E-mail方式は第I部門から第VII部門まで、概ね順調に機能しているが、各々の部門での運用の実態はそれぞれの部門の事情を反映して異なる。論文数の多い第1部門や第3部門では、可否判定の問題の少ない論文の審査にE-mailが威力を発揮している一方、異なる分野が錯綜する第6部門では編集委員が月1回必ず担当

論文を持ち寄り審議を行っている。また査読プロセスの進行管理も部門により事情が異なっているので、これらの統一化の可能性を模索したが、各部門の事情を尊重し、結果的には概ね現行どおりの方式を継続することとした。しかしながら判定の基準や、修正依頼への回答期日、査読回答の遅延への対応などの査読プロセス管理については、これを一律に改訂し、関連する規定に明記することとした。

(b) 論文集編集資料の改訂

論文集編集資料には「投稿の手引き」、「投稿要領」、「完全版下投稿用原稿作成上の注意」、「査読要領内規」が含まれる。これらの条項には、これまでの新たな施策に対応しきれていない箇所、また整合性が取られていない記述などがそのまま残されていた。そこでこれらの改定作業を進めた。具体的には、①査読プロセスの効率化に合わせて、著者回答の期限を6ヶ月から4ヶ月に短縮したこと、②査読回答が著しく遅延した場合「これを査読辞退」とみなすことを査読者に伝え、査読プロセスの進行を円滑化する対応を明文化したこと、さらに③査読期限が過ぎても1名の査読員からの判定が到着しない場合には、他の2名の査読結果が「可」か「不可」で揃っているのであれば、未着の査読結果を待たずに小委員会の審議を経て登載の可、不可を決定できるという編集委員会の部門の判定権限を明記したこと、などが含まれる。版下原稿についても、従来の体裁は遵守しつつ、体裁の不統一部分の見直しを進め、投稿規程にもこれが整合的に記述されるよう改訂を加えた。

(c) 英文論文集読者へのアンケートの実施

英文論文集への海外の購読者からのアンケート結果、6つの英文論文集の購読者数、会計の区分などの資料などに基づき、英文論文集の今後のあり方への検討を進めている。その結果、①現状では海外の購読者数が国内の購読者数に比べてそれほど多くないこと、②外国からの投稿への環境整備がまだ十分に対応できていないこと、③現状の販売形態や広報のありかた、④国内投稿者側の英文化へのインセンティブが必ずしも大きくないなど、英文論文集を取り囲む状況の実態や問題点が指摘された。

6. 4. 2 これから実施する施策

(a) E-mailによる論文審査方式の統一化への検討

審査事務手続きの統一化、およびE-mail審査での課題の改善策について、引き続き検討を継続する。

(b) 論文集編集資料の継続的改訂

部分改訂の実施後も調整が必要な箇所については継続的に検討する。

(c) 英文論文集のあり方への検討

以下の項目について総合的に検討を加える。すなわち、

- ①和文のオリジナル論文を英訳した著作に積極的な評価を与え、論文投稿者に英訳への強いインセンティブを与えること、

- ②査読と編集は学会が進め、最終英文の校正、広報・販売の推進については海外の出版社に委託する方法（契約）などの可能性、またこれに関連して、著作権を著者から学会に移すことの是非、
- ③英文論文集としてのデザインの統一化（英語対応の学会のロゴマークの制定など）。

6. 4. 3 今後検討すべき課題

(a)論文数の増加への対応

各部門の論文集のうち、第1部門と第3部門の投稿論文数は群を抜いて多い。一方、論文集のページ数には第3種郵便物の縛りがあるため、こここのところ、積み残しの論文が出始めている。これは一時的には論文数の少ない時期に吸収できる可能性もあるが、今後慢性的に大きな問題として顕在化する恐れがある。同時期に発行される2つの部門の論文の組み合わせを検討するなどの対応も考えられるが、いずれ抜本的な対応策を考えなければならない。

(b)著作権の帰属

現在、土木学会論文集の論文の著作権は著者に帰属し、編集著作権を学会が有することになっている。この規定は日本建築学会にも共通する。しかしながら、今後の出版の電子化や、論文の英文化、あるいは海外出版社との販売契約などに柔軟に対応するためには、この規定を見直す必要がある。すでに機械学会やそのほかの多くの学会では、著作権の帰属を学会にしているが、これらの事例を検討し、実際の運用上の可能性と問題点を明らかにしていく必要がある。

(c)和文論文の英訳版の取り扱い

現在6つある土木学会の英文論文集はそれぞれに生い立ちや経緯、会計区分や販売の形態が異なるが、日本の研究内容を広く海外に紹介する意図を持って創刊されたことは、各誌に共通する。この意味で英文のオリジナル論文のみならず、和文のオリジナル論文を英訳したものが、これらの論文誌の主要なジャンルの一つを構成する（現在の第1部門の方式）ことになろう。英訳版の位置づけと認識を高め、著者へインセンティブを付与する方法の検討が必要である。

第7章 調査研究部門

7. 1 調査研究部門の設置と活動経過

7. 1. 1 構成と審議過程

平成8年度に設けられた企画運営連絡会議の一部門として調査研究部門が発足した。構成員は、主査を含む理事3名、幹事3名の合計6名である。平成8年度には、96年8月5日の第1回部門会議に始まって、合計7回の部門会議および3回の部門幹事会を、平成9年度には4回の部門会議および1回の部門幹事会を開催し、企画運営連絡会議および同幹事会との連絡・調整をとりながら調査研究に関わる課題の検討を行った。

7. 1. 2 目的と範囲

調査研究部門では、当初、28の常置委員会を含む調査研究関連の委員会を中心とした活動における課題の検討が要請された。その後、総務部門担当の建設コンサルタント委員会が調査研究部門により深く関係することから、また景観デザイン委員会が新設されたことから、両委員会を含めることとし、さらに社会資本問題研究委員会が廃止されたのにともなって、現在は29の常置委員会および期限を付して設置される特別委員会を担当範囲に含めている。

7. 1. 3 土木学会における調査研究活動の位置づけ

土木学会における調査研究活動は、定款第4条の「土木工学の進歩および土木事業の発達を図り、もって学術文化の進展に寄与する」という土木学会の目的を達成するための活動の中核をなすものであり、事業の中でも同第5条(3)項に「土木工学に関する調査、研究ならびに奨励、援助」が規定されていることからも、今後も積極的に推進する必要がある。

これを支える学会の活動は会員のボランティア活動を中心とするものである。「土木工学の進歩および土木事業の発達を図り」という観点からは、会員のボランティア意志に基づく自由な調査研究活動を支援すると共に、会費を納める会員へのサービス提供に努力する方針を堅持する。また、「学術文化の進展に寄与する」という観点からは、成果を会員さらには社会に還元する方向を目指す必要がある。そのためには、委員会を中心とする調査研究活動の過程の透明性を高め、成果の公表を促進する必要がある。

7. 1. 4 検討の経緯

調査研究部門における課題の検討を始めたに当たり、まず、常置委員会における活動に対する会員の意見・要望を把握するため、アンケート調査を行った。アンケ

ートは産学官を含む431人に発送し、回答のあった168通を対象に分析を行った。その結果、委員会活動における地方在住者の委員会活動参加への障害、委員会運営の不透明さを感じる会員の存在、活動成果の公表の不十分さなどが浮かび上がった。また、委員会改廃の基準に関する提案が種々なされた。これらは土木学会誌1997年4月号の「調査研究に関わる委員会の現状と今後」で報告するとともに、詳細な集計結果を土木学会ホームページ(<http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jsce2/>)に掲載した。

次に、委員会の運営を把握するために、各委員会の内規を調査した。その結果によると、委員長や委員の選出方法が明らかでない委員会が多いことが判明した。

以上を含む現状調査結果に基づいて、調査研究活動のあり方について部門で議論し、今後の方向性として中間とりまとめを行った。それが上記土木学会誌記事の後半に載せられている。その主なものは、委員会内規制定の徹底と公表、事務処理支援範囲の明確化、ホームページへの委員会活動の掲載の義務づけ、である。また、委員会の新設・改廃に関して、そのルールの原案を作成した。

これらの準備を経て、平成9年4月7日に調査研究部門と30常置委員会の委員長との懇談会を開催した。そこでは、調査研究部門においてそれまでに検討し、土木学会誌に掲載した、調査研究活動に関する今後の方向性をたたき台として、議論を行った。その結果、委員会内規の制定と公表、事務処理の支援範囲の明確化、ホームページへの委員会活動の掲載などについて賛成意見が出され、特に異論はなかった。また、委員会の改廃に関連して、委員会を増加させた場合にもその総量を一定とすることにより、学会における有限な資金および事務処理能力を効率的に利用しながら、調査研究活動を拡大するという考え方が支持された。

平成9年度は、前年度の継続・未着手課題に関する検討を行った。まず、委員長懇談会を踏まえて、委員会の新設・改廃・統合のルールの原案を作成し、常置委員会に意見を徴して修正した上で、理事会に諮り、決定した。

委員会内規制定の徹底に関連し、委員長や委員の選出方法が不透明であるというアンケート結果を踏まえて、委員会内規に委員長・委員の候補者の選出方法を定めるように、土木学会委員会規定を変更することを理事会に提案し、了承された。

外部研究資金の導入に関しては、積極的に推進するために調査研究部門が外部との仲介役および内部の調整役として活動する方針を決めた。既に平成9年9月30日には、科学技術庁科学技術振興調整費に申請希望のある委員会の合同会合を開催し、講師による説明と申請課題の相互調整を行った。その結果、9課題をとりまとめて、4課題を土木学会から申請し、また1課題を別途申請した。そのうち3課題がヒアリング段階に残り、さらにそのうち1課題がF S課題として採択された。

理事会において「事業計画とこれに連動した予算案」を各部門で作成するように決定したことを受け、調査研究部門では各常置委員会に事業計画及び予算要求調書

を作成するよう依頼した。調査研究部門での予算配分に際しては、従来の経緯を考慮するものの、理事会やホームページで報告される活動成果や今後の活動計画を、将来の予算配分に反映させていくこととなった。

以上をとりまとめて、検討結果および今後の課題に分ければ以下のようになる。

7. 2 検討結果

7. 2. 1 土木学会ホームページへの委員会活動の掲載

土木学会委員会規程第9および12条による事業の成果・経過報告の規程に基づき、各委員会は4年に1回程度の頻度で理事会に活動を報告し、理事会はそれを委員会の進め方に関する参考資料とする。

また、会員が委員会活動に関する情報を得られるようにするとともに、委員会の成果の公表を促進し、さらに自己点検の契機とするため、委員会活動に関する情報をホームページに掲載することを各常置委員会に義務づけることにする。情報の内容は、委員会内規、成果発表リストと所蔵場所、活動実績報告、行事予告、中長期活動計画などとする。

7. 2. 2 委員会内規制定の徹底と公表

土木学会規程では、委員会内規を定めることとなっている。これは遵守されているが、内容が不十分であるものもある。特に、委員長や委員は会長が委嘱するものの、その候補者は委員会が推薦しているのが実態なので、会員に対する透明性を高めるため、委員長、委員等の候補者の選出方法を内規に定めるようにする。また、希望者および若年研究者が委員会活動への参加を申し出やすくするために、委員の選考に公募の要素を取り入れるように各委員会に要望する。これらを含め、各委員会に内規の見直しを依頼することとした。

また、これにともなって、土木学会委員会規程の第8条を、「委員会は、目的、事業、存続期間、構成、委員長・委員等の候補者の選出方法および運営に関する事項を含む内規を定め、理事会の承認を得なければならない。」（添付資料1）とする変更を行った。

7. 2. 3 事務処理の支援範囲の明確化

委員会における実質的な調査研究活動を支えるのは、小委員会、部会、ワーキンググループなどであるから、これらの設置・活動を制限しないが、事務処理の支援範囲が際限なく増加するのを止めるために、これら委員会内の組織を分類し、それに応じた範囲で事務局が支援することとした。（添付資料2）

7. 2. 4 常置委員会への予算配分の原則確立

平成9年度において調査研究部門以外も含めた全委員会の予算総額は60,000千円であり、この金額は近年据置状態にある。調査研究活動は土木学会における中核的活動の一つであり、また、調査研究に関連する委員会は総務的な委員会と異なる性格を有している。

そこで、まず常置委員会の予算枠において調査研究関連部分を区別するようにし、調査研究関連予算を明確化して、総額を45,000千円とした。その上で、土木学会全体の適正な予算配分の議論を喚起し、必要な増額措置がなされるような環境作りに努力する。

平成9年度第3回理事会において、各部門で「事業計画とこれに連動した予算案」を作成することが決定された。これを受けて、調査研究部門内の各常置委員会への予算配分においては、従来の経緯を基礎として、予算の増減に対しては、活動計画、活動実績、および理事会、学会誌、ホームページなどを通じた成果の公表・還元などに基づいて検討する。

7. 2. 5 外部研究資金の導入の推進

近年、学協会を通じて申請することのできる省庁等の研究資金が大幅に増加している。

特に大型の研究計画においては、単一の常置委員会だけでなく、複数の委員会の協力や調整、さらには外部学協会との連携が必要となる場合が多い。調査研究部門としては、これらにおける仲介や調整を積極的に行い、外部研究資金の導入を推進して、調査研究活動のさらなる活性化を図る。

具体的には、まず各種研究資金の募集時期などを含めた周年一覧表を作成し、常置委員会などの申請母体が計画的に準備できるようにする。また、必要に応じて説明会を行うことによって、申請における注意点を伝えたり、調整作業を行ったりする。

7. 2. 6 委員会の新設・改廃・統合のルール

土木学会における調査研究活動の最大の活力は、会員のボランタリーな参加にあるので、会員の意志を最大限に活かす方向性を探る必要がある。委員会の新設・改廃・統合の中で、特に新設に関して、予算や事務処理能力の総量は一定とした上で、委員会の総数を制限するよりは、必要な委員会を設置して全体の配分を変える方が、調査研究活動の活性化につながるものであるとの意見が支配的であった。

その認識の上で、調査研究に関わる委員会の新設・改廃・統合を円滑に行うために、ルール作りを行い、理事会で決定した。（添付資料3）その骨子は、新設では発起人の要望書を、改廃・統合では委員会の活動報告を理事会において慎重に審議す

るために、当部門が支援するということである。

7. 3 今後の課題

2年間にわたる調査研究部門での検討を経て、望ましい方向性は示せるものの、現在の環境では具体的な提案に至らなかった項目も多い。以下にはそれらを列挙し、今後の課題とする。

(1) 委員会の新規研究テーマの発掘

委員会の新設ルールができたことは、研究立ち上げのためのシステムができたことにつながるが、さらに機を逸すことなく将来を見越した研究テーマ発掘ができる態勢作りが必要となる。

(2) 委員会ごとの財政的裁量圏の拡大

委員会による行事や出版活動を通じた収益・損失の一部を当該委員会に還元することにより、活動そのものの効果を向上するとともに、委員会活動の自由度を増して活性化を促進する。

(3) 学会内の研究補助金

突発的課題や学会独自の判断による重要研究課題に対する予算措置の確保が必要である。

(4) インターネットの利用等による会議の合理化

情報通信手段が発達していることや、諸外国では日本ほど会合が頻繁でないことから、会議の運営の合理化が可能な状況にあると考えられる。

(5) 英文論文集の発展

国際的な情報発信源としての英文論文集の組織化、配布先拡大、資金援助が必要である。

(6) 支部活動への援助

支部活動をより活発化し、同時に全体に貢献するための、財政システムの確立、援助制度の設立が必要である。

添付資料 1

土木学会委員会規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、土木学会規則第 32 条に基づき、通常の会務執行のために常置する運営に関する委員会および調査研究に関する委員会ならびに臨時の目的のために設置する特別委員会の基準について定める。ただし、委託研究のために設置する委員会等は、この規程によらないことができる。

(設置または廃止)

第 2 条 委員会の設置または廃止は、理事会で決める。ただし、設置のときは、その目的、事業、存続期間、必要経費、構成等が明らかでなければならない。

(構 成)

第 3 条 委員会の委員は、その目的にそった学識経験者および関係者とし、委員の数はなるべく少人数にするものとする。
② 委員会に、委員長をおく、必要に応じて、副委員長および幹事等をおくことができる。

(委 嘴)

第 4 条 委員長は、理事会にはかって、会長が委嘱し、副委員長、委員、幹事等は、原則として、委員長の推薦によって、会長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員の任期は、つきによる。

1. 常置する委員会の委員は、原則として、2年として、毎年半数交代とする。ただし、重任を妨げない。任期の区切りは、通常総会とする。
2. 特別委員会の委員は、原則として、その委員会の存続期間とする。

(開 催)

第 6 条 委員会は、委員長が、招集する。

- ② 委員長は、必要に応じて、文書をもって委員の意見を徵し委員会の開催にかえることができる。この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

(小委員会等)

第 7 条 委員会は、必要に応じて、会務担当理事の承認を得て、小委員会、部会等（以下「小委員会等」という）を設けることができる。

- ② 小委員会等の委員長、委員、幹事等は、原則として当該小委員会等を設置する委員会の委員長の推薦によって会長が委嘱する。

(内 規) (、委員長・委員等の候補者の選出方法)

第 8 条 委員会は、目的、事業、存続期間、構成および運営に関する事項を含む内規を定め、理事会の承認を得

なければならない。

(成果の報告)

第 9 条 委員会は、その事業の成果を得たときは、理事会に報告するものとする。

(事業計画および予算)

第 10 条 委員長は、毎年 1 月中に翌年度の事業計画および予算（小委員会等のものを含む）を会長に提出しなければならない。

- ② 特定の目的をもった賛助金によって調査研究を行う必要のある場合は、理事会の承認を経て、これを受入れることができる。

(旅費等)

第 11 条 委員会の運営に必要な旅費等の経費の支出については、別に定める基準による。

- ② 前条第 2 項に定める賛助金に係る旅費等の支出については、理事会の承認を経て、土木学会委託研究取扱規程第 6 条②を準用することができる。

(事業報告)

第 12 条 委員長は、毎年 4 月上旬までに前年度の事業経過（小委員会等のものを含む）の概要を会長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- ① この規程は、昭和 42 年 6 月 1 日から施行する。

(委員会の区分)

- ② 委員会の常置、特別の区分は、理事会で決める。

(規程の変更)

- ③ この規程は、理事会で変更することができる。

附 則（昭和 46 年 8 月 27 日 理事会議決）

この変更規程は、昭和 46 年 8 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 9 月 29 日 理事会議決）

この変更規程は、昭和 53 年 9 月 29 日から施行する。

添付資料 2

各種委員会業務と事務局の対応

| 業 務 | 第Ⅰ種 | 第Ⅱ種 | 第Ⅲ種 | 備 考 |
|--------------------------|------|------|-----|-----|
| 1. 委員会構成の決定 | 委 | 委 | 委 | |
| 2. 委員会名簿の作成・管理 | 事 | 事 | 事 | |
| 3. 委員への会長委嘱状の発送 | 事 | 事 | 事 | |
| 4. 所属先への委員派遣依頼状発送 | 事 | 事 | 事 | |
| 5. 会議開催日時の決定 | 委 | 委 | — | |
| 6. 会議室の確保 | 事 | 事 | — | |
| 7. 会議開催通知の発送 | 事 | 事 | — | |
| 8. 会議出席者の事前確認 | 事 | 事 | — | |
| 9. 会議資料の作成 | 委 | 委 | — | |
| 10. 会議資料の事前コピー等準備 | 事 | 委, 事 | — | |
| 11. 会議資料の当日コピー等準備 | 委, 事 | 委 | — | |
| 12. 出席者への資料配付 | 事 | 委 | — | |
| 13. コーヒー・食事等の手配 | 事 | 事 | — | |
| 14. 会議室のセット (OHP, VTR等も) | 事 | 事 | — | |
| 15. 会議への出席 | 事 | — | — | |
| 16. 出席者の確認 | 事 | 委, 事 | — | |
| 17. 議事内容の記録 (議事録の作成) | 委 | 委 | — | |
| 18. 出席者への旅費等の支払い事務 | 事 | 事 | — | |
| 19. 欠席者への資料送付 | 事 | 委, 事 | — | |
| 20. 使用経費の管理と委員会への報告 | 事 | 事 | 事 | |
| 21. 必要資料の保管 | 事 | 事 | 事 | |

注：1. 第Ⅰ種は親委員会、運営委員会、幹事会を言う。第Ⅱ種は小委員会および部会あるいは分科会のうちの主要なものをいう。第Ⅲ種は小委員会の下に設置された部会・分科会のうち第Ⅱ種としないもの、および、WG等を言う。

2. 第Ⅱ種の分類は、本委員会委員長あるいは幹事長の指示による。

3. 委=委員会で対応、事=事務局で対応、委+事=は両者相談のうえ対応。
-=事務局は一切の対応をしない。

なお、委および-の場合でも、本委員会委員長、幹事長より事務局での対応を指示された場合は指示に従う。

行事における委員会と事務局の業務分担

| 業 務 | 委員会 | 事務局 | 委+事 | 備 考 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 1. 企画・計画 | ○ | | | |
| 2. 他の行事との日程調整 | | ○ | | |
| 3. 会場手配及び会告の手配 | | ○ | | |
| 4. 予算(案)の提示 | | ○ | | |
| 5. 予算(案)の決定 | ○ | | | |
| 6. 論文の募集 | ○ | | | |
| 7. 投稿論文の受付・管理 | | ○ | | |
| 8. 査読者の人選と内交渉 | ○ | | | |
| 9. 査読依頼文書・資料の作成 | ○ | | | |
| 10. 査読依頼文書・資料の発送 | | ○ | | |
| 11. 査読表の取りまとめ | | ○ | | |
| 12. 論文採否の決定 | ○ | | | |
| 13. 投稿要領、関係資料の作成 | ○ | | | |
| 14. 執筆依頼状、投稿要領、関係資料の発送 | | ○ | | |
| 15. 原稿の受理と整理 | | ○ | | |
| 16. 目次およびプログラムの作成 | ○ | | | |
| 17. 講師、司会者等関係者との内交渉 | | | ○ | |
| 18. 講師、司会者等への依頼文書発送 | | ○ | | |
| 19. 支部及び関係機関への依頼文書発送 | | ○ | | |
| 20. ポスター、パンフ等の作成、発送 | | ○ | | |
| 21. 学会誌会告欄原稿作成と掲載手続き | | ○ | | |
| 22. 事前参加者申込み受付 | | ○ | | |
| 23. 当日の進行、管理 | ○ | | | |
| 24. 当日受付及び会場準備 | | ○ | | |
| 25. 収支報告書の作成 | | ○ | | |
| 26. 収支報告書の確認 | ○ | | | |
| 27. 理事会報告資料の作成と提出 | | ○ | | |

添付資料 3

1997. 4. 7 原案
1997.10.23 修正

調査研究委員会の新設・改廃・統合のルール（案）

企画運営会議・調査研究部門

1. 考え方

土木学会における調査研究委員会は、本来、会員の自発的な調査研究活動を組織化するものであり、学会の役割は、その実質的な活力を維持するように支援することにある。したがって、その新設に際しては、既設の委員会との関連および会員の意見を考慮した上で、新たな芽を育てるよう誘導する必要があり、改廃、統合に際しても、調査研究活動とその成果の会員および社会への還元に関する自己点検の認識を喚起した上で行うことが肝要である。

しかし、一方では、委員会の経費には会費の補助があること、委員会の連絡等の業務について事務局に多大の人的負担がかかっていることなど、を考えると、委員会の新設、改廃、統合に対してのルールを明確にしておく必要がある。

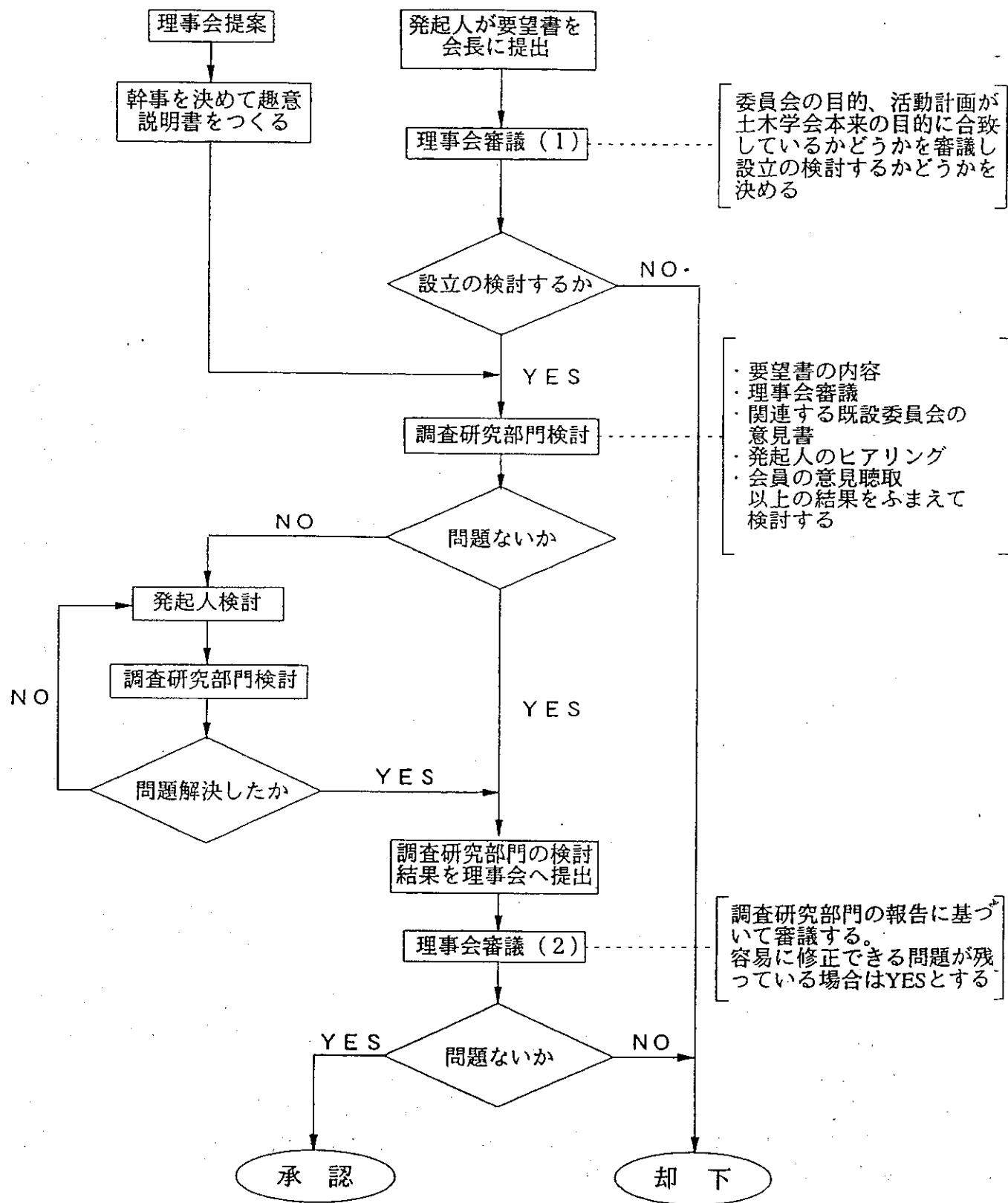
2. 新設のルール

- 1) 発起人（個人あるいは団体）は新設の要望書を会長に提出する。要望書には、活動経緯、実績、委員会内規案（目的、事業、存続期間、構成、委員長・委員候補者の選出方法および運営）、活動計画、必要経費、委員長及び委員（一部）候補者、既設の委員会との関係、を明記する。
- 2) 会長は、新設の申請について理事会に諮り、企画運営会議・調査研究部門にその検討を委託することができる。調査研究部門は、関連する既設の委員会を選定し、意見書の提出を依頼する。また、発起人の代表者のヒアリングを行う。さらに、学会誌、ホームページ等を通じて公表し、期限を切って会員からの意見を聴取する。
- 3) 調査研究部門は、1) および2) の情報を取りまとめて、理事会に報告し、理事会で審議する。
- 4) 理事会提案による新設の場合、幹事を指名し、幹事が要望書にかわる趣意説明書を作成する。それ以外の手続きは上記1) ~ 3) に準ずる。なお、緊急を要する場合には、この手続きを経ずに、会長は委員会を新設することができるが、速やかに趣意説明書を理事会に諮り、承認を得る。

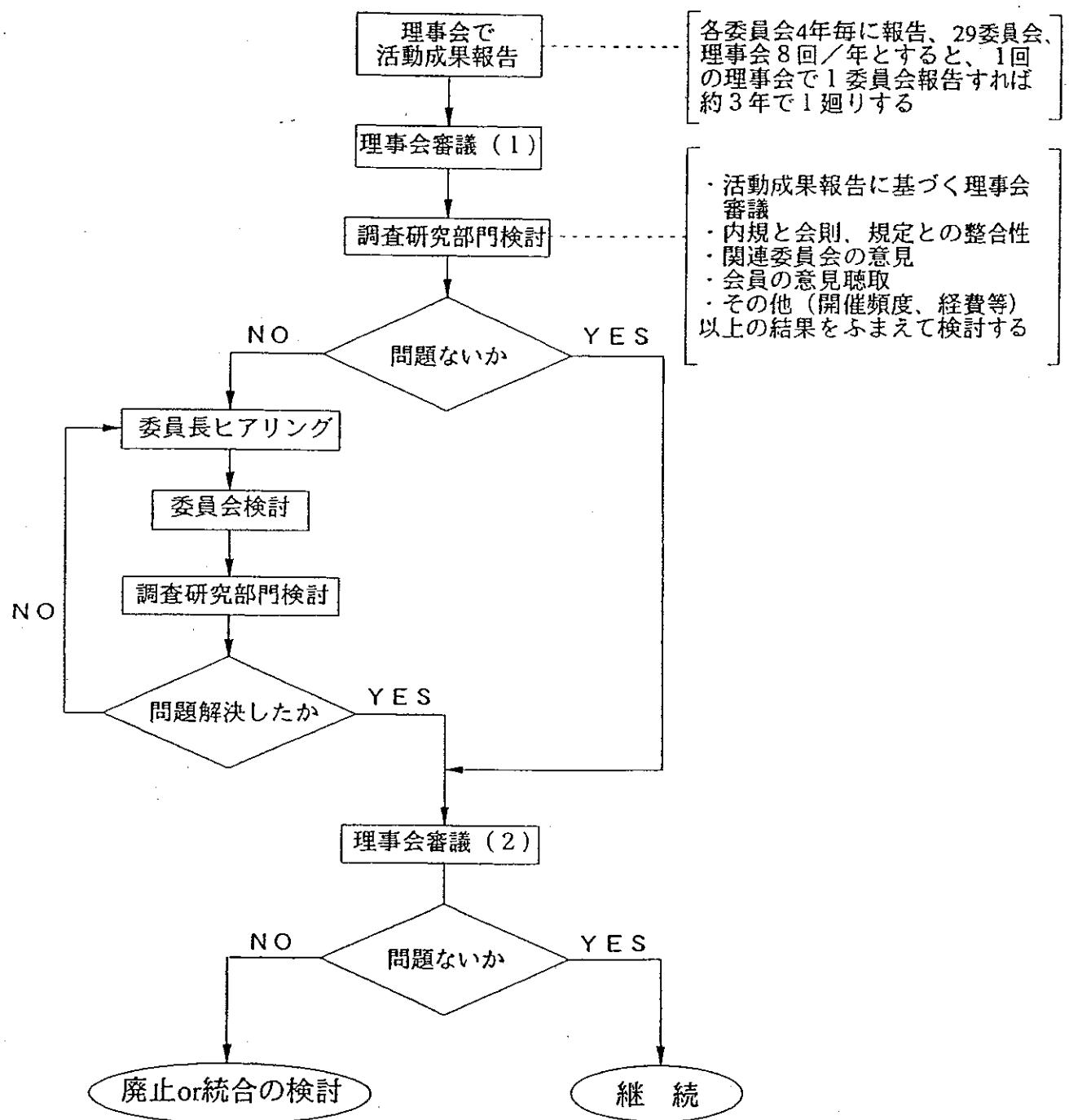
3. 改廃・統合のルール

- 1) 調査研究活動とその成果について、学会誌、ホームページ等による公表を誘導する。また、4年毎に成果の取りまとめを行い、理事会に報告し、改廃、統合に関する理事会の審議事項とする。
- 2) 調査研究部門では、1) の理事会での報告内容、審議結果、会則・規定との整合性、関連委員会との重複、連携に関する意見、会員の意見、開催頻度、経費等についてまとめ、検討する。
- 3) 委員会活動等に問題のある場合は、調査研究部門が当該委員会のヒアリングを行い、その結果を取りまとめて会長に報告する。会長は理事会に諮り、改廃、統合するか、現状のまま継続するかを決める。

委員会新設のルール [参考-1]



委員会改廃、統合のルール [参考-2]



第7章 調査研究部門

第8章 企画部門

8. 1 國土防災の適正水準に関する検討（検討中）

國民の最大の関心事の1つである安全について、その適正水準を合理的に設定する必要がある。従来、我が国では大災害が発生すると設計基準が改訂されるという歴史を繰り返してきた。つまり、常にさらに大きい災害が発生するという事態が発生し、國民は土木構造物の安全性に対し、不信の念をつのらせている。我々は安全性について合理的に基準を設定すべき時が来ているといえよう。

このような課題に取り組むために、企画調整委員会内に“國土防災の適正水準に関する検討特別小委員会”（小委員長：河田恵昭京都大学教授）を平成9年4月に設置し、検討を開始した。この小委員会では、土木技術者のみならず、他分野の研究者の意見も聞きつつ、リスクコストアリシスの観点から検討することにしている。また、学会の説明機能を強化するために、シビル・ベテランズの活用を計画している。

さらに、地震防災に関して、“土木構造物の耐震設計法特別委員会”を調査研究部門に設置し、構造物、地盤などについて合理的な耐震設計法を具体的に検討している。

8. 2 土木学会技術推進機構創設の検討（検討終了、学会誌に投稿中）

土木学会は、従来行事を中心的活動としてきた。しかし、今後学会が重要な役割を演じると考えられる資格認定、国際規格(ISO)、教育プログラム認証、技術評価、知的所有権などについては、事業的要素が多分にあり、これらに対する対応が必要となる。さらに、外部資金の受け入れ窓口の設置、CERF(Civil Engineering Research Foundation)など对外組織に対する連絡調整、アジアのリーディング学会としてアジア土木技術国際会議を開催するなど、これらを視野に入れた組織作りが必要である。

このような事業展開が可能な組織の設置可能性を検討するために、平成9年4月に企画運営連絡会議内に“土木技術研究推進機構検討準備会（座長：池田駿介）”を設置した。本準備会は企画運営連絡会議幹事を中心として、10名の委員により構成されている。4回の審議によって得られた検討結果は平成9年9月の理事会に報告され，“土木技術研究推進機構創設検討委員会（委員長：松尾稔）”が平成9年11月に発足し、2回に委員会、5回の幹事会を重ね、報告書を作成しては平成10年3月の理事会に報告した。なお、本機構の詳細については、学会誌10年6月号に掲載予定である。

8. 3 土木技術者像・倫理の検討（検討終了）

公共事業や行政改革など、我々を取り巻く社会環境は大きく変化しつつある。これらの将来の展望をみすえつつ、土木技術者の将来の役割分析を行い、これを基に土木技術者像を構築する必要がある。さらに、これらを検討した上で倫理綱領を提案しな

ければならない。

このような調査活動を行うために、企画調整委員会内に“倫理・将来像の構築と検討グループ”を設置し、活動を行った。その結果、土木技術者が将来ますます重要な役割を果たすために、土木技術者の倫理を確立する必要性を指摘した。現在、学会には、技術者相互規約として「土木技術者の信条と実践要項」があるが、これを踏まえて、学会内に「土木技術者の倫理規定創設検討委員会（仮称）」の設置を提案した。

8. 4 公共投資のあり方（検討終了、とりまとめ中）

社会基盤整備の適正水準について中立的立場で検討を進める必要がある。このような目的で“土木学会定例談話会”では、主題を“公共投資のあり方を考える”として、平成8年12月から1ヶ月に1回官、民、地方自治体首長、学などのオピニオンリーダーを招いて講演を行った。これらの意見をとりまとめ中である。

8. 5 委員会制度の検討（検討終了）

企画調整委員会内に、委員会制度等検討分科会を設置し、調査研究部門に所属する委員会以外の委員会のあり方について、検討した。その調査の結果、以下のような問題点が存在することを指摘した。（1）内規を定めていない委員会がある。（2）設立目的が学会として相応しくない委員会がある。（3）所属部門の見直しが必要と思われる委員会がある。（4）整理統合が必要と思われる委員会がある。（5）名称変更が必要と思われる委員会がある。

これらを踏まえて以下の提案を行っている。

（1）委員会運営の基本的考え方

委員会を、(a)長期にわたって継続的に活動する必要がある常置委員会、(b)特定の事項について年限を決めて活動する特別委員会、(c)事業的性格を持つ委員会（これは、土木学会技術推進機構が設立された段階で、この中に取り入れていく）、の3種類に分類し、委員会は必要最小限とすることとした。また、委員会は、会員の利益に供する用努力するとともに、適宜活動範囲と内容を見直すこととし、成果・活動内容については、理事会に報告すると同時に、学会誌・ホームページ等を通じて会員に公開することを原則とした。

（2）委員会設置

委員会を設置する場合、発起人は提案書を会長に提出し、会長はそれを理事会に諮り、理事会は必要に応じて、企画運営連絡会議にその検討を指示することとした。同会議は、検討結果を理事会に報告し、理事会はこれを審議して、設置の可否を決定することとした。

（3）委員会の名称変更と廃止

委員会が活動を終えたときには、会長に活動成果報告書を添えて、委員会終了

願いを提出し、理事会で承認することとした。名称変更、活動内容の変更・廃止がある場合には、委員長はそれを会長に願い出、それを理事会に諮ることとし、必要に応じて企画運営連絡会議にその検討を指示することとした。また、活動内容が所期の目的に一致しなくなった場合には、企画運営連絡会議は当該委員会の活動状況を検討し、その結果をまとめて会長に報告し、会長はこれを理事会に諮り、委員会廃止を審議、決定することとした。

(4) 企画調整委員会の見直し

これについて、以下の提案を行った。

企画運営連絡会議が設立されたことに伴い、当委員会の見直しを行うこととし、「企画委員会」と名称変更し、学会の戦略・企画を学会活動の活性化の観点から立案し、会長・理事会に提案・提言することとした。

8. 6 学術振興基金の検討（検討終了）

土木学会学術振興基金規定を作成した。さらに、助成金交付内規を策定し、公募枠（学術的、国際的、試行的・萌芽的な学術活動、あるいは若手技術者・研究者が企画する学術活動に助成。対象は、学会個人会員又は会員グループ）と特別枠（緊急性、新規性の高い学術活動、あるいは臨時に応する必要のある学術活動に助成する。対象者は常置委員会等）を設けた。

8. 7 全国大会のあり方（検討終了、学会誌に全文を掲載済み）

行事企画委員会では、全国大会について検討した。以下にその概要を述べる。

(1) 活動内容を問い合わせ直す

全国大会自身が明確なアイデンティティを確立し、そのねらいを明確にアピールしていくことが必要である。全国大会が7つの研究部門が全国的に一堂に会する唯一の機会であること、実務者が学会員3万7000名の半数を担っていること、及び他のイベントに比較すると全国大会の会員参加率が際立って高いこと（20%：96年度全国大会実績）、などを考慮すると、全国大会の活動方針としては、今後主として汎部門性、汎地域性、軽便性、速報性、社会性、実務性などを希求していくべきである。

(2) 講演会での主要アクティビティー

まず第一に、学術講演会の共通セッションや研究討論会など、汎部門性を發揮しやすい活動に重点を置いて計画していくことが重要である。また、実務性の発揮のために、実務者からの発表をさらに奨励するとともに、現在のところ大学人を中心に配置されている講演会のセッションの座長に実務界の人材をより多く活用していくことも必要である。

(3) 速報性・軽便化

今後中長期的には、発表別刷りの会場持ち込み配布方式によるリードタイムの大幅削減、CD-ROMによるペーパーレス化、あるいは大会後に予約制で概要集を印刷する方式など、大胆な方式転換を図る方向で検討を進めることが必要である。また、既存アクティビティーの改善と見直しに加えて、学生会員の企画に委ねた集団ディベートや留学生討論会などといった新規企画の開発も積極的に検討していくべきである。

(4) 全国大会の規模

今後は基本的には全国大会のいたずらな肥大化を極力抑制していく方向で検討を進めていくことが必要である。

(5) 学生論文発表の支部大会へのシフト

全国大会の肥大化抑制という視点から、今後学生のプレゼンテーション機会の付与という機能は支部大会へのシフトを呼びかける。また、学生会員が筆頭著者である発表論文については、支部大会発表において選抜された論文を全国大会発表（可能）論文とすることなど、支部大会とより有機的な連携を図る方式も検討すべきである。なお、講演の事前審査や料金値上げなどによる量的抑制及び質的向上方策は、実際上適当ではないと考える。

(6) コストダウンと労力節減

著しい不便をもたらすことのない範囲で、ある程度のサービス水準の低下を容認しつつ、運営コストと運営労力の大幅な節減を図ることが緊急の課題である。

(7) 諸行事の見直しと簡素化

市民参加行事、見学会、映画会などの諸行事はあくまで補助的な活動である。これらの活動には少なからぬ労力と費用がかかっているにもかかわらず、参加者数は多いとはいはず、コストパフォーマンスは著しく低い。また、市民参加行事を「土木の日」の行事と重複して全国大会で実施する必然性は乏しい。全国大会時にあわせて実施する場合でも、会計的には全国大会から切り離すことが必要である。

懇親会については、参加者数も全体の5%程度（参加費支払い者）と極めて少なく、また参加費による費用の回収率も非常に低い。懇親会を継続する場合でも、徹底した簡素化を図ることと、受益者負担原則を徹底することが必須である。

(8) 全国大会経理を本部に一本化

経理をより透明でわかりやすいものとするためには、全国大会経理を本部へ一本化することが必要である。これに伴って、全国大会の各年度の繰越金も当該支部に帰属させることなく一括して本部が管理し、全額を次年度の大会に繰り越すべきである。

(9) 本部の責任の明確と組織の強化

今後、会計を本部に一本化していくのに合わせて、本部サイドとしても全国大会実施に関して、しかるべき組織的な強化を図り、学術・財務・運営など諸局面について、定常的に適正な管理とノウハウの蓄積を行うとともに、支部の実行委員会との連携の強化と責任分担の明確化を図ることが必要である。そのためには、本部の既設の担当機関である全国大会小委員会の業務内容と責任・権限、とりわけ支部との関係を明確に規定することが緊急の課題である。また、担当支部の全国大会実行委員会の組織のありかたについても検討の余地は多い。

(10) 参加料金と概要集価格

全国大会運営費用の約80%は、直接受益者の負担による収入で維持されている。この直接受益者からの収入の内訳は、概要集料金及び講演申込料の概要集関連収入が約80%，参加料金収入が約20%を占め、全国大会は、概要集の販売収入に極めて多くを依存する構造となっている。しかし、概要集関係収入が本来カバーすべき概要集編集費や印刷費などの概要集関連経費は、経費総額の20%を占めるに過ぎず、概要集収入が、その直接的な費用を大幅に超えて、全国大会運営費の諸々をまかなっている構造となっている。結果的に概要集の価格（1冊6000円標準）は、原価の約2倍となり、複数冊購入者や学生参加者にとって割高感が極めて強い状況にある。今後は、参加料金に概要集一冊分の原価を含めて徴収し、二冊目以降は原価相当分（現行の約半額）で販売するなどの改善が必要であろう。いずれにしても、参加料金、講演申し込み料及び概要集料金の額については、賛助金や一般会計補助を含めて、抜本的な改正を行うことが必要であると考える。なお、学生会員の参加料金などの割引は、現時点では必要性に乏しいものと判断する。

(11) 賛助金の原則廃止

今後は、経理の本部一本化に合わせて、可能な限り全国大会のための賛助金を廃止していくことが適当である。また、暫定的に賛助金を継続するにしても、募集・管理ともに本部で一括して取り扱うことが必要である。

全国大会は、今まで学会の他の行事と同様に、会員の会費収入から切り離された独立採算の原則によって運営されてきた。しかし、全国大会は、学会全体の一体性を維持することに寄与しており、学会にとっていわゆる「価値財」である。また、会員の参加率も他に比べて当然著しく高い（会員の約20%が参加）。これらの点を考慮すると、全国大会の財政については、今後も基本的には独立採算を原則としつつも、全国大会総費用の総枠を決めた上で、その相当比率の額を一般会計から補助することが妥当である。

第9章 広報部門

9. 1 目的と組織

広報部門は実行組織として広報委員会と土木の日実行委員会を有し、土木学会および土木界に関する広報活動を行い、社会基盤整備に対する社会一般の理解を深め、土木のイメージアップを計ることを目的に活動している。

広報委員会は、平成8年よりそれまでの約3年間の活動空白期間後に再スタートを切り、今回の「土木学会改革の課題」の1つである「社会への提言、社会への広報、外国への広報」を担うべく、具体的に活動中である。

土木の日実行委員会は昭和62年に「土木の日」および「くらしと土木の週間」を企画立案・実施する組織として発足し、以来毎年1回全国的な広報イベントを開催している。以下には「改革の課題」に対応した事項の検討成果などを記載した。

9. 2 検討終了事項

9. 2. 1 國際広報誌の編集・発行

国際広報誌として「Civil Engineering, J S C E」を発刊することとし、広報委員会の下に国際広報部会を設け、内容、量、費用、スケジュール、しくみなどについて計画を立案した（立案結果は理事会（H9.3.21）に諮り承認）。

頻度：当面は1回／年

内容：A4版で80頁程度、「土木学会誌」などの出版物から抽出、写真・図表を多めに掲載。

発行部数：1,000部

配布先：海外在住会員、海外の関連諸機関、海外からの学会来訪者、日本への留学生など。

費用：約360万円／回、無料配布前提。

編集主体：当面は国際広報部会。

これらの考え方を基にH9.12に第1号を発行し、海外関係機関などに配布した。

現在第2号の発行に向け作業中である。

9. 2. 2 マスコミ対応のガイドラインの整備

(a) 学会として能動的に広報する項目について対応ガイドラインを整備するとともに学会メンバーがマスコミと対応する場合の配慮事項をとりまとめ、これら両事項を各委員会に周知した。

(b) 災害等緊急時のマスコミ対応ガイドラインをとりまとめ「災害緊急対応部門」と調整した。

その結果、災害発生に伴う直接のマスコミ対応および学会調査団の発足。

派遣、あるいは特別委員会設置とこれら災害発生直後に係わるマスコミ対応は「災害緊急対応部門」の分掌とし、特別委員会の調査報告など時間経過後の対応は広報委員会の分掌とした。

9. 2. 3 積極的に記者との懇談会実施など

新聞・雑誌の記者に対し、学会活動を積極的に情報公開し理解してもらうため、各委員会の成果などをタイムリーに発表するよう調整・実施した。

- (a) 阪神淡路大震災後の土木学会の活動をマスコミにPRするため「記者との懇談会」を企画し、実施（H9.1.11）
- (b) 大規模岩盤崩落特別委員会の活動成果を委託元である建設省と一緒にマスコミ発表（H9.3.26）
- (c) 蒲原沢土石流災害に関する調査を中間報告（蒲原沢土石流調査特別委員会）（H9.5.23）
- (d) 「公共事業・公共工事の将来見通しを考える会」の見解を発表（建設マネージメント委員会）（H9.5.26）
- (e) 「二十一世紀を展望した建設工事における自動化・ロボット化－人と機械の協調をめざして」の成果報告（建設用ロボット委員会）（H9.5.26）
- (f) 「環境管理・監査研究小委員会」「環境負荷評価（LCA）研究小委員会」の成果報告（地球環境委員会）（H9.7.02）
- (g) 平成9年度全国大会記者発表（関東支部）（H9.8.26）
- (h) 阪神・淡路大震災対応技術特別研究委員会の成果報告（同委員会）（H9.8.29）
- (i) 行政改革会議への要望書提出に関する記者発表（会長他）（H9.9.9）
- (j) 「土木の日」記者発表（土木の日実行委員会）（H9.11.5）
- (k) 朝日新聞「天声人語」（H9.11.7）の記事への対応として、学会誌に学会としてのスタンスを掲載。数名の会員各位からの前向きな返信あり。朝日新聞社の論説委員とはこれを基に事務局が意見交換し、理解を深めた。
- (l) 「土木学会緊急災害調査団」の組織に関する記者発表（12月17日）
なお、年度はじめに「マスコミとの懇談会」の計画について各委員会に予めアンケート調書を実施し、調整を図った。

9. 2. 4 土木学会インターネットホームページの充実・活用

- (a) 土木学会のホームページに掲載する内容、作成者、メンテナンス担当者などについて定めた管理運営要項を作成し、各常置委員会に配布して周知した。
なお、「情報化特別委員会」とは連携をとり業務分担して推進。

9. 2. 5 「産業技術歴史展—テクノフェスタ 21—」への参画

(a) 題記イベント（主催：産業技術歴史展実行委員会、後援：科学技術庁、文部省、文化庁、通商産業省、建設省）に参加すべく、広報委員会の下に部会を設け展示テーマ、具体的展示物・アトラクション、作成者担当、費用と負担先などについて検討し、参画した。実施概要は以下の通り。

- ・H 9 8/8～28 の 21 日間 於：パシフィコ横浜
- ・土木関係では 2 大展示テーマ：海底トンネル、長大橋
- ・パネル、模型の展示並びにステージ企画
- ・展示費用約 4, 000 万円
- ・土木学会持分チケット約 2 千枚を会員に無料送付
- ・入場者数 約 5 万人

9. 2. 6 サマースクールの実施

(a) 中学生を対象に、実験や現場見学を含めた土木体験セミナーを企画し、9 年度は東京大学において以下の通り実施した。

- ・H 9 7/28～30 の 3 日間
 - ・中学生対象：参加予定者 27 名
 - ・主なイベント
 - 土木体験セミナー（於：東大 コンクリート各種実験、液状化実験、風洞実験と解説）
 - 現場見学（東京湾アクアライン浮島側）
- 10 年度は京都大学において実施すべく準備中。

9. 2. 7 土木学会パンフレットの改訂

平成 5 年版の学会パンフレットの改訂を実施。これまで通り和英併記とし、内容の追加・変更を行った。

9. 3 検討中の事項

9. 3. 1 TV 映像化

(a) 阪神・淡路大震災の土木界に与えた影響とその後の対応状況を広報するための方策として、マスコミ主導の番組制作（「NHK テクノパワー」風）を推進することについて検討し、企画案を NHK 報道局に持ちかけ、2 度にわたり協議した。（H9.9.11）

採用の結論は得られていないが、今後も継続して情報提供していく予定。

(b) 小中学生に土木界への興味を抱かせる方策として、TV の歴史番組で近代土木の立役者的人物や史事に纏わる土木技術者を取り上げてもらうことを検討し、

題材の選定などを土木史研究委員会等に依頼。

9. 3. 2 母校で土木を語る

(a) 会員が母校（小中高校）に出向き土木実務の体験を語り、土木への興味を持つもらう場をつくる企画を推進中。いくつかの学校に問い合わせて感触を検討中。

9. 3. 3 土木学会「選定映画・ビデオ」の活用

(a) 小中学校における出前映画会の上映あるいは貸出し用の作品として、土木学会「選定映画・ビデオ」のバックナンバーより、特に小中学生に対して広報性の高い作品を抽出中。また視聴覚教育委員会に対して、今後の選定作業時に広報性の高い作品のピックアップを依頼した。

9. 4 今後の課題

新たに立ち上げてきた広報活動のしくみを継続していくだけでなく、これらをより一層内容の充実を図り、実のある広報活動となるよう企画していく必要がある。

第10章 国際部門

10.1 はじめに

国際部門では、土木学会の国際化の課題と国際委員会の役割と題する中間報告を平成9年度にとりまとめた。その議論の基本的認識は以下のようなものである。「近年科学技術の国際化の質的变化が起こっている。すなわち科学技術の国際化では技術移転、技術援助との視点が従来重視されてきたものが、科学技術の競争力の視点が導入され、国際整合性と競争力強化が国際化の今日的テーマとなってきている。それに連れて学術団体の役割も情報発信・評価機能に加えて政策提言をも期待されるようになってきた。」そして国際委員会が新体制に移行した平成8年9月から土木学会の国際化の課題と国際委員会の役割について検討を開始し、その議論の結果を以下の4点にとりまとめた。

1. 協定学会との対応、国際化戦略
2. 学術情報発信および広報
3. 教育、基準・資格の国際整合性
4. 國際貢献およびFunding

以下、中間報告時の主な検討項目を整理し、中間報告以降の対応および進捗を述べる。

10.2 主な検討課題

(1) 国際戦略と協定学会対応

1988年のASCEとの調印以来現在まで土木学会が協定調印した海外学協会は9学協会になる。主な交流は相互の学会長の表敬訪問、記念行事への参加等であり、土木学会80周年記念事業への協定学会長招待以外、JSCE側からの積極的な活動は見られないが、その中でASCE全国大会へは毎年JSCE学会長が出席し数回にわたって我が国のProject紹介を継続的に行って来ることが特筆される。また1998年2月に実施した第1回アジア土木技術会議はASCE、PICEとの共催会議は従来にない複数協定学会協力による新しい形の行事である。しかし、今までの協定に基づく学術交流、情報交換、人的交流は極めて限られている。活発でないのは、協定の趣旨、メリットが学会の構成員に周知されていないことが一義的な問題と考えられ、9協定学協会の存在と交流目的・メリットを学会の構成メンバー、特に各調査研究委員会に文書をもつて周知を図り、その上で協定に基づく各種の交流企画に対して特別の配慮をすることが大切である。協定学協会からJSCEへのアクセスを容易にするための工夫も大切である。なおCERFへ正しい認識とその対応の議論の結果、土木技術推進機構を土木学会内に設置する構想として学会での議論が進行中である。

現在海外に在住する会員数は、日本人会員53名、外国人会員105名であり、会員サービスとしては学会誌（日本語）の配本を行っているだけであり、特に海外会員、海外支部組織設立の構想はない。海外会員制度や海外支部設立は、我が国の技術情報を適切にかつ迅速に伝え、JSCEの情報収集・発信能力と我が国建設業の国際競争力を高めるのに効果的である。そのためには、可能とする基盤とメリットを提供できる体制をつくる必要がある。海外会員制度の導入には、英語版の情報誌を定期的に刊行できる体制をつくる必要がある。広報委員会、国際広報部会でCivil Engineering in Japanの発行を行っており、発行開始時期に合わせて、海外会員制度の導入を併せて検討するのが適当である。

国際戦略目標として、日本土木技術の国際的競争力（産業、学術、学術団体）の強化を指し、そのためには建設関連の各主体すなわち建設行政・建設業、教育研究機関、各種学術団体を等しく国際化し、既に十分は水準にある事業実施能力、技術力を如何に国際的な舞台で活用するかに対する準備を進めることが肝要である。そのため産業、学術、学術団体ごとの主な役割を示せば以下の通りである。建設行政・建設業に期待される国際戦略としては、（ア）基準の国内統一および基準の国際整合性、（イ）新技術の開発促進・早期認定、（ウ）技術者資格の国際整合性、（エ）国際的人材教育の4つが挙げられる。教育・研究機関に期待される国際戦略としては、（ア）大学教育の国際的評価向上、（イ）国際共同研究の推進・情報発信および情報収集、（ウ）国際的なネットワーク形成、（エ）人材育成・人材発掘の4点が挙げられる。学術団体に期待される国際戦略としては、（ア）学術情報収集・発信、（イ）学術評価、（ウ）国際組織作りの3点が挙げられる。また国際貢献の視点からは、世界でも有数の土木事業を実施している日本として、世界の国々に対し土木技術の分野での国際的貢献を行うことが責務である。その際、「先端技術と廉価な技術」、「技術移転と開発力育成」の2つの側面を持たせることが大切である。

（2）学術情報発信および広報

国際的な立場から学会に関する情報発進および広報に関し、2点検討した。第一に海外、日本在住の外国人技術者向けの情報発進、広報として学会に関する英文パンフレットの作成、NEWS LETTER、ANNUAL REPORTの定期刊行、インターネットの英文ホームページを開設する、第二に国際会議、国際シンポ、国際講演会の開催、年次講演会の国際化対応等の基本方針と具体案を策定できるところから企画を行う必要がある。その他、他の委員会と協力して、論文集、学会誌、CIVIL ENGINEERING IN JAPAN等の英文化、国際化について、調整・共同作業を行う。主要活動としては以下のような項目を検討した。

- 1) 学会の情報発進、広報活動の推進、英文ホームページの開設

a. 英文パンフレット, ANNUAL REPORTの作成と刊行

b. NEWS LETTERの定期刊行

c. インターネット・英文ホームページの開設

2) 年次講演会の国際化, 国際会議, 国際シンポ, 国際講演会の企画, 開催

a. 年次講演会の国際化

平成10年度の年次講演会から国際化企画を策定・実施する。具体的には、・年次講演会では、外国人又は在日外国人を招聘し、英語による特別講演を行う。・年次講演会で英語セッションを設ける。また、英語研究討論会も設ける。英語セッション、英語研究討論会は在日外国人及び日本人の英語発表希望者を対象とする。・将来的にはASCEが行っているような、国際プロジェクトセッションのようなものを作る。外国の提携土木学会からの発表の機会を与える。発展途上国からの発表者には支援措置を講ずる。

b. 国際会議, 国際シンポ, 国際講演会の企画, 開催

中長期課題として、国際会議、国際シンポの基本方針を策定し、企画、運営体制を検討する。以下の点を検討する。・現在の厳しい経済状況下では、費用負担の少ない国際的な会議を考える。・国際会議、国際シンポの企画、運営に対しては独立採算性を検討する。・国際的な会議とは、外国人からの参加者を必ずしも前提とせず、日本国内にいる外国人技術者、研究者に参加してもらう会議も含む。・大学その他建設関連機関にいる外国人を土木学会員として組織化し、外国人のための企画を推進することを考える。・英語によるシンポジウム、講習、講演会を催す。国際委員会と他の専門委員会との共催で推進する。・外国人が来日する機会を捕らえ、講習会、講演会を催す。

3) 論文集の英文化, 学会誌の英文記事掲載

・論文集の英文化、学会誌の英文記事掲載について、土木学会の他委員会と調整・共同作業を行い、具体策をつくる。論文集の英文化、学会誌の英文記事掲載については、以下を検討する。・国際学術上の貢献のために論文集の英文化は必須である。・土木学会員以外でも投稿可能な道を開く。(国際投稿を募る上で必要)・英文論文投稿のインセンティブとして、英文論文賞等の設置を考える。・年に数回英文論文集を発行する。・世界中から学会誌への英文投稿を募り、翻訳なしで掲載する。

4) 国際化に伴う土木学会インフラの整理

英文ホームページの作成、国際NEWS LETTER、英文パンフレット、ANNUAL REPORTの発行、投稿英文その他のエディティング、英文手紙の作成など、英文作成関連の業務は多く、バイリンガルの雇用または提携が必要である。

(3) 教育、基準・資格の国際整合性

今後日本の土木技術を世界に広め、留学生を多数受け入れるためにには英文の教科書を充実させることが重要で、日本語で出版されている教科書の英訳本の出版を企画することが考えられる。土木学会が自らリスクを負って出版するのも一案である。またJICAの研修で用いている英文の資料は開発途上国の技術者にとって有益なものが多いと思われる所以、それをもとにして英文の教科書を出版することも考えられる。英語以外の言語についても考慮することが重要であり、日本語の教科書が中国語やインドネシア語に翻訳されている例もあり、今後のアジアにおける日本の役割を考えると、アジアの言語への翻訳についても推進する必要がある。

日本への留学生を増やすことは今後の国際的な人的ネットワークを充実させるために重要であると思われる。しかし現状以上に日本の大学への留学生を増やすためには受け入れ側の大学の体制の強化が必要である。特に若手の教官の増員、博士課程の学生をリサーチアシスタントあるいはティーチングアシスタントとするための予算の増額、留学生の宿舎の確保等が考えられる。米国等では1年で修士の学位が取得できるので、日本においても1年で修士をとれるようにしてはどうかという意見がある。このことは留学生のみではなく日本人の学生についても種々の議論があり今後の検討が必要である。

国際競争力強化に向けた社会人教育の方策としてつぎのようなことが考えられる。

1) 社会人教育プログラムの提供

土木技術は、社会の最も基本的な基盤を整備するための技術であり、土木技術者は社会人として技術レベルだけではなく政策レベルにおいてもリーダーシップを發揮し、専門的提案を説明し理解を求める能力を必要とする。国際競争力強化に向けた社会人教育では、このような能力を高めるために工学系大学においてビジネスコース、マネジメントコース、コミュニケーションコースのカリキュラムを提供し、大学の教授陣が率先して社会人教育プログラムを提供する事を求めていくことが重要である。

2) 国際競争力強化に向けた情報の発信基地

土木学会が、会員へのサービス提供の一環として今後多くの建設技術情報を発信する立場を堅持しつつ、国際競争力強化に向けた情報の発信基地となるように土木学会の機能を強化する。特に、地球環境を保全しながら公共インフラ整備を継続する「持続可能な開発」に関する情報発信は重要である。

3) 品質改善活動の継続

我が国の土木技術の国際競争力の向上のためには、これまでの社会基盤整備の実績を踏まえ、品質改善に力点を置くべきである。このため、学会の優先課題として品質改善活動の継続が挙げられ、この点での国際競争力強化に向けた社会人教育を促進する。

4) 人的ネットワークの強化

国際競争力向上の最も基本的な要件は、人的ネットワークの強化である。海外の大学、研究機関では研究者が積極的にコンサルティング分野で業務に従事しており、そのような機会に研究者と技術者の人的ネットワークが構築される。日本においても研究者のコンサルティング業務の兼業を前向きに考える必要がある。

5) 自己啓発の促進

海外で定期的に行なわれているサマースクールなど、大学、研究機関の研究者による学会会員企業向け国際プロジェクトに関するセミナーを積極的に開催し自己啓発を促進する。

具体的対応として次のことが考えられる。

- 1) 学会基準の英文化に関する「ねらい」を明確にして採算性を含めた「英文化基準」を設け、国際委員会の下で行うべきものかどうかの検討を行う。
- 2) 学会基準の英文化は、特別な技術用語を駆使することから、翻訳チームの構成、および監修体制等を確立する。
- 3) 日本の土木技術の特徴として、地震に対する取組みがまず挙げられる。また、既成市街地でのトンネル工事も数多く実施してきた。これらの実績を裏付けるものとして、関連基準の英語訳は意義があると考えられる。
- 4) 今後土木学会が基準を作成する予定のものながら英文化に適するものを選択する。

技術資格の国際整合性への対応方策についての検討からは、現状における問題点として、1) 各国におけるエンジニアに対する社会的な認識や定義の仕方の相違、2) 各国の教育制度とレベルにばらつきが大きいこと、3) 各国の資格制度の違い（資格制度のない国も多い）、等がある。それに対して今後の方策としては、世界中を一度に統一することは難しいので、まずアジア中の考え方、領域を限定して、整合性を図っていく。そして欧州共同体のEurEng.資格をモデルとして、APECで同じ様な制度を作成することとする。なおこの課題については土木学会に特別委員会が設置され議論が開始された。

(4) 国際貢献およびFunding

技術移転、JICA研修・専門家派遣等の情報の一元化方策のために、現行の技術移転、研修、専門家派遣等の情報をFDに収録した。詳細は同ファイル中の問い合わせ先に照会すれば情報入手は可能である。技術移転プロジェクト

については、資金源規模が現行学会資金では不足するため、関係 機関との共催が考えられる。当面可能性のあるプロジェクトとして5つを挙げた。土木学会単独主催技術移転プロジェクトについては利用可能な資金源について土木学会各委員会からの公募を行い、各資金源（補助金）申請を行うことが必要である。協定学会との技術セミナー開催については、現行学会予算においてはバイラレラルにセミナーを開催することが可能な資金規模が無いため、全協定学会共催セミナー（隔年）が考えられる。.基本的には資金源が最大の問題であり、継続的に活動を維持・拡大するためには土木学会国際学会を創設し、運営することを企画運営委員会に提言する。

土木学会国際活動支援の公的資金源は現状にあっては、国際委員会経費のみであり、委員会開催経費しか経常されていない。このため、活動のためのSEED MONEYが無い。従って、当面は各種補助金申請のためのSEED MONEYとして委員会経費の他に海外活動経費として最低600万円は予算計上する必要がある。中長期的には土木学会国際学会（当面はアジア土木学会か？）を創設し、国際会員を新規に募集する。事務局を日本土木学会におき、各国代表からなる理事会、財務委員会、活動委員会等を設置し、国際活動を行うことを提言する。日本本部の経常資金は学術振興基金の使用目的の見直しにより確保するか、または新たな基金を募集することにより、独立会計を設置する。.現状において利用可能な補助金についてもとりまとめた。また具体的アクションプログラムとして、.企画調整委員会における資金源の検討依頼、.平成10年度海外活動補助金申請準備、国際委員会において国際学会設立準備委員会を設立を提案した。

10.3 成果と今後の課題

10.3.1 土木技術推進機構の設立準備

国際規格、技術者資格の国際的相互承認等への適切な対応、国際的に受け入れ可能な技術評価システムのあり方の検討及び外部資金導入による特別研究プロジェクト等検討・推進・支援等を行なうと同時に、これらの内容に関する学会員への啓発、官庁等の外部機関との調整及び国際交渉のための代表派遣の支援を行い、さらに国際会議の運営、土木関連情報の国内外への提供等の役割をも果たす組織を土木学会内に設立すべく検討委員会を設置して検討を開始した。同検討会では、これらを行なう組織としての土木学会技術推進機構について、その基本的枠組み、具体化策を「土木学会技術推進機構に関する検討報告」としてとりまとめた。今後、土木学会技術推進機構の早期設立を図る。

10.3.2 個別検討課題

(1) 國際戦略の構築

國際戦略の第一歩として、多角的観点からの議論を喚起し、土木界の國際戦略策定に資するため、土木学会誌上に「土木界の國際戦略」と題したシリーズの掲載を開始した。また、アメリカ土木学会、韓國土木学会全国大会にJSCE会長が出席するとともに、協定学協会との協定内容の見直し及び更新を鋭意行ない、新たにECCCE（ヨーロッパ土木技術者会議）及びメキシコ土木学会と協定を締結すべく検討する等、協定学会との連携の強化を図っている。

さらに、協定学会との連携による国際会議の企画開催として、"Infrastructure, Sustainable Development and Project Managementをテーマに第一回アジア土木技術国際会議を、アメリカ及びフィリピン両土木学会と共にマニラにて開催した。本会議においては技術分科会及びプロジェクトマネジメント分科会の他に次世代を担う若い技術者への働きかけとして地球環境に関する学生エッセイコンテストを行い、その受賞者が会場にて英語でスピーチを行なった。また、第二回会議を2000年頃に日本で開催する方向で検討を開始した。

今後、土木学会技術推進機構の設立後直ちに同機構において技術の評価等、我が国の土木技術の国際競争力の強化に資する施策を進め、また協定学会とのさらなる連携強化を図り、さらに長期的には土木学会の国際連合組織の提案・構築について検討していくことが重要である。

(2) 学術情報発信

学術情報発信の第一ステップとして年次学術講演会を継続的に国際化するべく計画を立案し、平成10年度年次学術講演会から順次実施することとした。平成10年度には、在日外国人及び日本人の英語発表希望者による英語による共通セッションや国際的テーマの研究討論会を開催すべく準備中である。第二段階として平成11年度以降には英語による特別講演会の開催、国際プロジェクトセッションの設置を計画している。

今後、学会誌、論文集を英文化することによりこれらを最新学術情報の収集・提供の場とし、また英文教科書の刊行等海外への情報発信を行なうべく、それぞれの担当委員会において推進していくことが重要である。

(3) 國際広報活動

英文ホームページの開設に向け、その作業を開始した。内容は国際関係の活動内容の紹介とともに、国際委員会に対する意見の公募ツールとすることを計画している。また、海外広報誌として、"Civil Engineering, JSCE(英語版)を広報委員会にて刊行した。さらに、海外支部設立に向けて準備を進めるべく一部の海外在留JSCE会員と議論を開始した。具体的には、(学会の定款や本部からの支援体制等海外支部設立には問題も少なからず存在することから,)第一段

階として海外におけるJ S C E会員の「グループ」を設立する方向で検討を開始した。

今後、さまざまな国際会議・シンポジウムの企画開催やさらなる学会の情報発信・広報等を行なっていく必要がある。

(4) 技術・教育・産業の国際整合性

技術者資格、技術基準の国際整合性、国際規格への対応について関係委員会において検討することが重要である。特に技術者資格の国際整合性については国際技術者資格に関する特別委員会報告に基づき土木学会技術推進機構の設置後同機構において検討を開始する。

(5) 国際貢献

今後、J I C A・政府機関と連携し、技術移転プロジェクトの提案等を行なっていくことが重要である。

(6) 国際競争力

日本土木技術の国際的競争力強化として、10.2(1)に述べたとおり建設行政・建設業、教育研究機関、各種学術団体を国際化し、これらの持つ事業実施能力、技術力を国際的舞台で活用する準備を進めることが肝要である。

そのためには上記(1)から(4)に述べる他、留学生・社会人教育の強化について各大学や担当委員会において推進していくことが重要である。

(7) 学会体制の国際化

学会国際活動に利用可能な公的資金を各委員会に紹介し、各委員会から企画提案を募った。また、国際化に伴う土木学会インフラの整備の一環として、事務局の重要性に鑑み、事務局に英語熟達者を雇用した。

今後規約の国際整合性を図り、国際会員制度の導入等他委員会と連携を図りつつ検討を開始する必要がある。

10.3.3 検討課題とその進捗状況

上記の検討項目及び進捗の一覧を次に示す。

國際關係についての課題

| 項目 | 担当すべき学会委員会 | 検討状況 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 國際戦略の構築(*) <ul style="list-style-type: none"> ・我が國の土木技術の国際競争力強化(*) →技術の評価 ・情報収集ネットワーク構築 ・協定学会との連携強化(*) <ul style="list-style-type: none"> →対外組織との連絡調整 →アジア土木技術会議の運営 ・協定他学会会員資格の互換性 ・土木学会の国際連合組織の提案・構築 ・学会誌上での国際戦略の展開 | 理事会・国際委 土木学会技術推進機構, 産官学懇談会（未設置） 土木学会技術推進機構 産官学懇談会 国際委 土木学会技術推進機構 土木学会技術推進機構 企画調整委・国際委, 会員支部部門企画委員会 国際委 国際委・会誌編集委 | 未着手 設置後直ちに検討開始 未着手 検討中 未着手 設置後直ちに検討開始 未着手 未着手 検討中(進行中) |
| (2) 学術情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議・シンポジウムの企画・開催(*) ・年次講演会の国際化(*) ・学会誌、論文集等の英文化 ・基準の英文化 ・英文教科書刊行 →海外情報の提供（本機構国内会員） | 各研究委員会・国際委 行事企画・国際委 会誌編集委、論文編集委 I S O 対応特別委員会 大学土木教育委 土木学会技術推進機構 | 検討中 検討中(進行中) 未着手 進行中 未着手 未着手 |
| (3) 國際広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・英文ホームページの充実(*) ・海外広報誌の刊行 ・海外支部設立 <ul style="list-style-type: none"> →海外への最新技術情報提供（本機構海外会員） | 広報委・編集委・国際委 広報委・海外活動委・編集委・国際委 国際委・海外活動委 土木学会技術推進機構 | 作業中 発刊済 検討中 未着手 |
| (4) 技術・教育・産業の国際整合性 <ul style="list-style-type: none"> ・基準・資格の国際整合性(*) →技術者資格認証、教育プログラム評価・認証、 アジア地域技術者資格制度確立の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・I S Oなどの技術基準に対する対応・評価・提案 | 会員支部部門企画委員会, I S O 委、産官学懇談会 土木学会技術推進機構 I S O 対応特別委員会 | 検討中 設置後直ちに検討開始 検討中 |
| (5) 國際貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・技術移転プロジェクトの提案 | 国際委、J I C A・官 | 未着手 |

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| (6)国際競争力 ・留学生教育の強化 ・社会人教育の強化 ・新規技術の早期承認 ・日本版C E R F の設立 | 大学土木教育委、各大学建設マネジメント委 土木学会技術推進機構 土木学会技術推進機構 | 未着手 未着手 設置後直ちに検討開始 検討中 |
| (7)学会体制の国際化 ・規約等の国際整合性(*) ・バイリンガル事務職員の雇用(*) ・技術移転情報の一元的把握 ・公的資金獲得企画提案(*) →外部資金の受け入れ窓口 ・学会基金の国際活動への効率的運用(*) ・国際会員制度の導入 | 企画調整委 企画調整委・事務局 国際委・事務局 各研究委 土木学会技術推進機構 企画調整委・事務局 企画調整委・国際委 | 未着手 検討中 進行中 検討中 設置後直ちに検討開始 検討中 未着手 |

凡例 (*) : 早急に検討を開始する必要のある項目

→ : 土木技術研究推進機構において検討すべく検討中の項目

第11章 学術資料館、土木図書館部門

11.1 土木学術資料館の建設について

土木学会80周年記念事業委員会の解散を受け、同委員会の施設拡充部会の検討を踏まえて、平成7年7月に施設拡充委員会が発足し、アーカイブ、図書館、情報交流センター機能を兼ねた土木学術資料館（川崎、浮島地区）の建設の検討が行われている。当初の計画は、川崎市から無償貸与を受ける面積2000平方mの土地に土木学会が延べ面積約1400平方mの学術資料館を新築するというものであった。

学術資料館については、当初、2000年開業を目指していたが、平成8年度に周辺の環境に大きな変化が見られた。それらは

- 1) 川崎縦貫道の開通が当初より3~5年遅れ、2005年くらいの開通になる可能性がある。
- 2) 浮島地区の川崎市の利用計画は、サッカー場建設、手塚ワールド建設計画など流動的である。また、鉄道の敷設についても結論が出ていない。
- 3) 川崎市の計画は現在、第一期埋め立て分について、詳細を詰めつつあり、土木学会の計画とすり合わせる必要がある。

以上のように周辺の状況は不確定的であり、土木学会のみが先行し、突出した印象を与えるのは避けた方が賢明である。2005年開業くらいを目指すのが現実的と思われ、今後の方針については、施設拡充委員会で3年程度計画を先送りすることが決定されている。また、今後の情勢の変化については適宜委員会で検討し、対応することとなっている。

なお、浮島地区の整備は川崎市により、順次進行しつつあるが、現在のアクセスの方法は川崎駅発のバス（1日80本ほど）で、学術資料館予定地までは、最寄りの停留所から800mほど歩くことになる。

11.2 土木学術資料館の周辺施設についての検討

施設拡充委員会運営部会周辺施設ワーキンググループでは、土木学術資料館の周辺施設としてどのようなものがふさわしいかについて検討を行っており、インフラ博物館の構想を練っている。平成10年3月に土木関連博物館（仮称）に関する報告書を作成している。この報告書では、既存の博物館の事例調査に基づいて、管理運営手法、どのような機能を博物館が持つべきか、あるいは展示メニューの例に言及し、浮島地区の土木学術資料館を中心として一体としての開発に向け、構想を提案している。

博物館の持つべき機能については、資料収集保存機能、情報提供機能、調査研究機能、教育学習機能、人材交流機能などがあげられている。また、代表的展示内容としては、土木構造物、土木技術、土木の社会的役割、土木事業の実施方法、将来の土木事業などがあげられている。

11.3 図書館機能の充実について

川崎地区への学術資料館の建設が延期されているのに伴ない、四ッ谷の図書館においても日々散逸する貴重な文献、映像資料の収集・保管・提供、あるいは将来に向けての電子図書館化などのサービスの内容についての検討が必要となっている。この点については、四谷地区におけるスペースの制約もあり、現在ある土木図書館の建物の整備を含めて、今後早急に検討を進める必要がある。

第12章 災害緊急対応部門

12.1 はじめに

土木学会は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に際し、当時の中村英夫会長の問題意識と判断力、行動力とによって速やかに対応し、翌日には第1次の学術調査団を派遣して土木構造物の被害調査を実施した。この大震災に対する土木学会としての学術調査団派遣は合計4次にわたり、その後は現在にいたるまで関連する各常置研究員会ならびに特別委員会で調査研究活動が進められており、土木学会独自の提言や報告書作成のみならず、関連学会との共同作業として膨大な報告書がとり纏められつつある。

しかしながら、このような大規模な緊急災害の発生に際して、誰が、どのような資格（義務、権限）で、どのように学術調査団を組織し、派遣するのか、さらには学術調査団に対してどのような義務、権限を与えるのか等々、学術調査団の緊急派遣に関わる意思決定や事務処理等に関して、土木学会としての組織体制が確立されていなかった。

そこで、土木学会理事会に属する部門会議の一つとして、一昨年、「災害緊急対応部門会議」が組織化され、土木学会が、緊急災害発生時に学術団体としての中立性を保持しつつ、社会に対する責務として如何に即応すべきかについて検討することとなった。

この「災害緊急対応部門会議」は、当初2名の理事と3名の部門幹事で構成され、一昨年11月12日に活動を開始した。しかしながら、実質的な審議に着手した直後の平成8年12月6日に長野県下で「蒲原沢土石流災害」が発生した。この時は、松尾稔会長（当時）の即断、水理委員会の全面的支援、ならびに「災害緊急対応部門会議」や事務局の即応によって緊急調査団を派遣することができたが、災害情報の入手方法、調査団長の決定ならびに調査団の構成方法、調査団の費用負担方法等、改めていくつかの問題点が露呈した。

このため、「災害緊急対応部門会議」は事の重要性と緊急性を再認識し、第3回会議からは2名の土木学会理事を追加し、7名体制で「土木学会 災害緊急対応マニュアル」とその内規、および「緊急調査団構成メンバー候補者リスト」の作成に取り組んできた。これらは既に昨年4月ならびに5月に開催された土木学会理事会においてその原案が承認されたが、本稿では「災害緊急対応部門会議」（以下、当部門と記す）これまでの活動内容をとり纏める。

12.2 緊急災害の定義

社会基盤施設整備を担う土木工学の専門家集団である土木学会が、公正・中立な立場から、発生した災害の原因究明と速やかな緊急対応、復旧・復興への提言

を行うことは、土木学会の社会的貢献として非常に重要かつ意義深いことである。その際に緊急調査の対象とすべき災害は、地震等の自然災害だけではなく、社会基盤施設整備に関する事故や災害等も含めるべきである。また、災害の程度としては、多数の死傷者が発生した災害は当然であるが、たとえ人的被害の程度が小さくても社会的影響が大きい災害は当然対象とすべきであり、学術的な原因究明を必要とする災害は被害の程度に関わらず調査団を派遣すべきである。しかしながら、土木学会が緊急調査団を派遣する災害は、あくまでも土木学会としての緊急対応が求められる災害に限定することはやむを得ないと判断した。

当部門は慎重な議論の結果として、土木学会が緊急対応すべき災害を以下のように定義することにした。

- ① 社会基盤施設にかなりの被害が発生した自然災害
- ② 多数の死傷者が発生した自然災害
- ③ 被害の程度はさほど大きくないものの、学術的見地から緊急調査が必要と判断される自然災害
- ④ 被害内容等が上記のいずれかに相当すると判断される社会基盤施設整備関連の災害や事故

さらに、「緊急調査団構成メンバー候補者リスト」の作成に向けて、緊急対応の対象とする災害を以下のように区分した。

- ① 地振動・耐震構造（地盤・土質関連）
- ② 耐震構造（コンクリート構造・鋼構造関連）
- ③ 山崩れ・落盤・落石
- ④ 土石流・洪水
- ⑤ 津波・高潮
- ⑥ 社会基盤施設整備関連の災害・事故（震災時の火災・ライフライン被害・緊急交通制御等を含む）
- ⑦ 上記以外の災害部門（風害を含む）

12.3 災害緊急対応システムの構築

緊急災害が発生した時に、土木学会として緊急調査団を派遣すべきかどうかを迅速に判断し、派遣決定後には速やかに調査団を構成し、災害現地へ派遣し、調査結果を公表するためには、土木学会としての行動規範をマニュアル化しておく必要がある。さらに、マニュアルは土木学会の全構成員に対して周知徹底しておくとともに、全面的な協力を要請する必要がある。

このため、当部門は「土木学会 災害緊急対応マニュアル」の作成に取り組み、一昨年末に原案を作成した後も推敲に推敲を重ね、昨年、ようやくその最終案が理事会の了承を得た。またその内容をわかりやすくフロー図として示した「土木学会 災

害緊急対応システム」を取り纏めた。それを示したのが図13.1である。ここでは「土木学会 災害緊急対応マニュアル」の概要を述べることにする。

12.3.1 「災害緊急対応部門会議」職務

- ①災害区分ごとに緊急調査団構成メンバー候補者リストを作成し、適切な方法によって公表する。なお、「災害緊急対応部門会議」の構成員は候補者リストに含めないこととする。
- ②緊急災害発生後、直ちに緊急調査団を派遣すべきか否かを決定する。その際は「災害緊急対応部門会議」の合意を前提とすべきであるが、緊急性に鑑み、「災害緊急対応部門会議」のメンバーいずれかの意思決定で派遣を決定できるものとする。なお、調査団派遣の事前もしくは事後に可及的速やかに土木学会長の承認を得ることとする。
- ③緊急調査団の派遣に関する責任と義務を負う。このため、緊急調査団派遣決定後は土木学会事務局長および総務課とともに「土木学会災害緊急対策本部」（以下「対策本部」と呼ぶ）として機能する。
- ④緊急調査団の調査結果を土木学会長及び理事会に報告する。
- ⑤緊急調査団長とともに、土木学会としての当該災害に対する公式見解の作成と公表の任にあたる。その際には、広報委員会との連絡を密にとることとする。
- ⑥緊急調査団からの報告をもとに、必要に応じて「災害調査委員会」の組織化を土木学会長に建議する。

12.3.2 土木学会対策本部の職務

- ①必要な事務は土木学会事務局総務課が担当する。なお、土木学会本部事務局にやむを得ない事態が発生した場合はいずれかの支部事務局がその任務を代行する。
- ②緊急調査団の団長候補者を候補者リストから選任し、団長就任を要請する。
- ③団長と連絡を密に取りながら団員候補者に対して調査団への参加を要請する。
- ④対策本部は必要に応じて災害現地と連絡をとり、関係機関に対して緊急調査団の受け入れを要請する。
- ⑤必要に応じて「対策本部」メンバーが緊急調査団に総務担当として参加する。

12.3.3 緊急調査団の構成と職務

(a) 緊急調査団構成メンバー候補者リスト

- ①緊急調査団の団長ならびに団員候補者は、各災害部門において高度な専門知識を有する土木学会員とし、また土木学会としての中立性を堅持する意図を

重視して、原則として大学関係者とする。

②候補者リストにリストアップされた者は、緊急対応の対象となるような災害が地元で発生した時は、速やかに土木学会事務局総務課へ連絡を入れる義務を負う。

(b) 緊急調査団長

①緊急調査団長は緊急調査団構成メンバー候補者リストの中から「対策本部」によって選任される。

②緊急調査団は、発生した災害に対する個人的な研究遂行目的ではなく、社会に対する土木学会の責務として派遣されるものであることから、調査団長たるものは学識経験者としての倫理観を有しなければならない。

③「対策本部」から派遣要請があった時は、速やかに団長として災害現地へ出張できなければならない。

④「対策本部」と連絡を密に取りながら、候補者リストにリストアップされた者を中心に団員候補者を選任する。

(c) 緊急調査団員

①その資格は団長に準じる。

②緊急調査団構成メンバー候補者リストにリストアップされた者以外にも、災害発生地に関連する支部会員等（原則として大学関係者）を追加できることとする。

③「対策本部」もしくは団長から参加要請があった時は、速やかに団員として災害現地へ出張できなければならない。

(d) 緊急調査団の派遣と職務

①調査団長および団員は、自己の責任において所属先に必要な出張手続きをとったうえで緊急調査団に参加する。

②調査団長および団員は、土木学会から事前に支給された身分証、腕章、ヘルメットを携行する。

③緊急調査団派遣に関わる費用は、団長および団員からの支払請求を受けた後に土木学会事務局が後日精算する。

④災害現地での調査活動に際しては、土木学会としての中立性の堅持に最大限の努力を払う。

⑤団長は緊急調査結果をマスコミに公式発表する際、「対策本部」へその旨を事前に報告するとともに、土木学会調査団としてのモラルと責務を十分に認識し、技術的に最新の情報を科学的根拠に基づいて客観的に提供する。

⑥団長は緊急調査結果を速やかに「対策本部」へ報告する。

12.3.4 災害発生時の緊急情報入手方法

災害発生時に、土木学会が正確な緊急情報を独自に入手することは不可能と判断せざるを得ない。そこで、緊急調査団構成メンバー候補者リストにリストアップされた者からの緊急連絡だけではなく、すべての土木学会会員からの連絡に期待する。

また、関係省庁およびマスコミ各社等から幅広く、積極的に緊急情報を入手することとする。

12.4 緊急調査団構成メンバー候補者リストの作成

緊急災害が発生した時に、当部門が「土木学会 災害緊急対応マニュアル」にしたがって緊急調査団を組織化する際には、調査団長や団員として参加すべき候補者が予めリストアップしてあれば迅速な対応が可能となる。そこで、地域的なバランスや災害区分のバランスを考慮に入れながら、緊急調査団構成メンバー候補者リスト（以下、候補者リストと記す）を作成することとなった。

候補者リストの作成にあたっては、土木学会としての中立性を保持すること、迅速に行動できること等を考慮した結果、原則として大学関係者からリストアップすることとした。さらに、学術研究の経験年数や災害調査の実績、および行動力等を考慮して、候補者の年齢階層は35歳から60歳程度とともに、候補者総数は40人程度に抑えることとした。

具体的な候補者リストの作成に際しては、地震関係を9種類、それ以外の災害を8種類に区分し、土木学会の全支部と、災害調査に関するすべての研究委員会に対して候補者のリストアップを依頼した結果、延400名近くの推薦を得た。

その後、慎重な議論を行った結果、緊急災害は先述したように7種類の災害部門に統合するとともに、地域性についても北海道・東北、関東、中部、関西、中国・四国、西部という6地域に統合した。さらに、当部門の判断でリストへの追加作業を行いながら候補者リストの作成に取り組み、最終的に42名（7災害部門×6地域区分）から成る原案を作成し、昨年5月の理事会で承認された。

なお、この候補者リストは当部門で毎年見直すこととしており、逐次入れ替えを実施する予定である。また、候補者リストの中から、各支部毎に連絡担当者を選定しておくことしている。

12.6 マスコミ等への広報活動

当部門の活動成果としての「土木学会 災害緊急対応マニュアル」、「緊急調査団構成メンバー候補者リスト」等を広くマスコミに広報することも非常に重要であると判断し、これまでに下記のような広報活動を実施した。また、早急に土木学会誌にも投稿し、土木学会員に周知徹底すべく準備中である。

(1) 記者発表会の開催

土木学会広報委員会とともに、全国紙や業界紙の記者に対して平成9年12月17日に土木学会事務局A B会議室において「土木学会緊急災害調査団」の組織や活動方針等について説明した。その結果は、翌日以降に数紙において掲載された。

(2) 「近代消防」への掲載

月刊誌「近代消防」から投稿依頼を受け、「土木学会 災害緊急対応マニュアル」と「土木学会緊急災害調査団」の構成メンバー候補者リスト等を中心に当部門の活動成果を取り纏めた。その原稿は「近代消防2月臨時増刊号—大地震と人類との共生—」(平成10年2月発行)に掲載されている。

12.6 緊急災害調査団構成メンバー候補者への通知

昨年末から今年始めにかけて緊急災害調査団構成メンバー候補者42名に対して身分証(プラスチックカード)、腕章、ヘルメットを郵送した。また、合わせて緊急災害対応部門のメンバーに送付した。

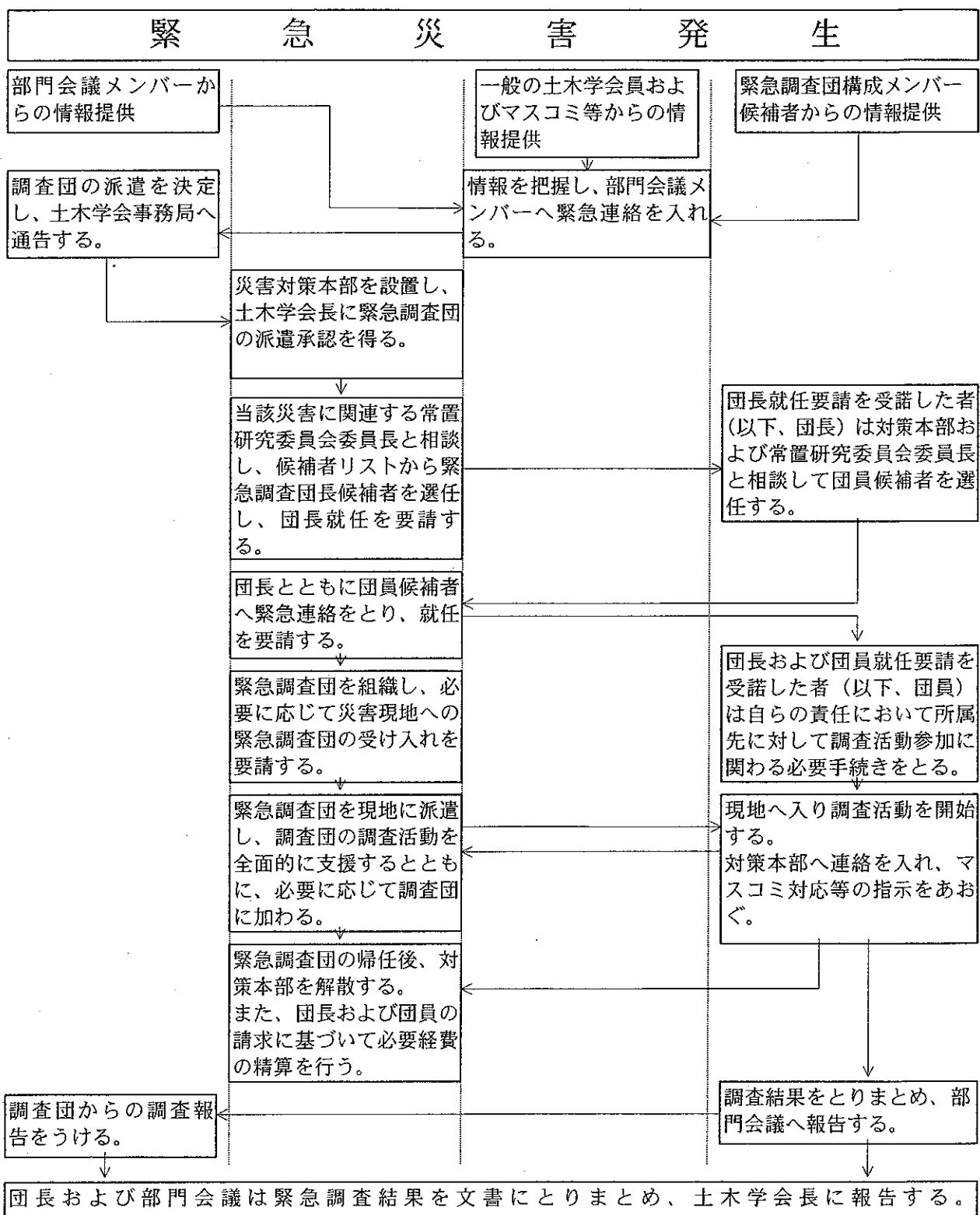
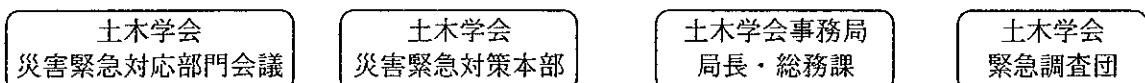
12.7 今後の活動方針

緊急災害は度々発生すべきでないが、いつ、どこで発生するかは予知・予測が困難もしくは不可能であると判断せざるを得ない。このため、当部門の活動には緊急性が要求されるとともに、その責任の重大さを認識しつつ作業を進めてきた。その結果として「土木学会 災害緊急対応マニュアル」を策定し、「緊急調査団構成メンバー候補者リスト」を作成することができた。しかしながら、これらを本格的に実用化する直前に、鹿児島県出水市で土石流災害が発生したため、原案作成段階のマニュアルを適用した。幸いにもその後は土木学会として対応すべき緊急災害が発生していないが、マニュアルそのものは決して完全なものとはいえず、今後とも改善が必要と考えている。

そこで、今回策定した災害緊急対応システムがスムーズに機能するかどうかを検証するためにシミュレーションを実施し、潜在的な問題点の発見とその解決を行うとともに、より実践的なシステムに改良していく予定である。

なお、緊急災害調査団構成メンバー候補者リストは毎年見直すこととしたが、平成10年度に限っては現行のリストを変更せずに使用する予定である。

図 12. 1 土木学会災害緊急対応システム



第12章 災害緊急対応部門

平成8・9年度企画運営連絡会議構成

オーガニック
座長 : 松尾 稔 (8年度会長), 宮崎 明 (9年度会長)
副座長 : 木村 孟 (東京工業大学)
専務理事 : 桐原 英郎 (運輸省)
主査理事 総務部門 : 河野 宏(8), 三好逸二(9)
" 財務・経理部門 : 荒川 利輝 (8.大林組), 橋本鋼太郎 (9.建設省)
" 会員・支部部門 : 清野 茂次 (8.エクシタコンサルツ), 三宅 文男 (9.清水建設)
" 出版部門 : 石井 晃一 (8.愛知県都市整備協会), 合田 良實 (9.横浜
国立大学)
" 企画部門 : 廣田 良輔 (8.日本鉄道建設公団), 工藤 智明 (9.日本鉄
道建設公団)
" 調査研究部門 : 木村 孟 (8.前掲), 桐原 英郎 (9.前掲)
" 広報部門 : 河野伊一郎 (岡山大学)
" 国際部門 : 石井 清 (8.東京電力), 土岐 憲三 (9.京都大学)
" 学術資料館・
 土木図書館部門 : 橋本鋼太郎 (8.前掲), 大石 久和 (9.建設省)
" 災害緊急対応部門 : 吉田 碩智 (名古屋工業大学)
幹事 : 落合 英俊 (九州大学)
" : 池田 俊介 (東京工業大学)

総務部門

○主査理事 : 荒川 利輝 (前掲), 橋本鋼太郎 (前掲)
担当理事 : 斎藤 隆 (8.山口大学), 坂本 健次 (8.鹿島建設)
" : 伊藤 喜栄 (9.大成建設), 三好 逸二 (9.前掲)
部門幹事 : 落合 英俊* (前掲), 富岡征一郎 (鹿島建設)
" : 木村 昌司 (9.建設省), 島本幸一郎 (9.大成建設)
幹事補佐 : 清水 仁 (大林組), 三好 四郎 (大林組)
" : 小谷 健一 (鹿島建設), 村地 保 (鹿島建設)

財務・経理部門

○主査理事 : 清野 茂次 (前掲), 三宅 文男 (前掲)
担当理事 : 古川 公毅 (8.東京都), 三宅 文男 (8.前掲)
" : 椎野 佐昌 (9.建設コンサルツ協会), 山根 一男 (9.北海道開発局)
" : 三好 逸二 (9.前掲)
部門幹事 : 織田 直正* (清水建設)

会員・支部部門

○主査理事 : 石井 晃一 (前掲), 合田 良實 (前掲)
担当理事 : 小野 薫 (8.北海道開発局)
" : 平峯 悠 (大阪府), 川井 優 (9.福岡・北九州高速道路公社)
" : 菅原 濟 (9.宮城県建設センター)
部門幹事 : 岡 二三生* (岐阜大学), 佐々木 豊 (9.鹿島建設)
" : 高橋 和雄 (9.長崎大学)

出版部門

- 主査理事：廣田 良輔（前掲），工藤 智明（前掲）
担当理事：吉越 治雄（8.東北建設協会），松尾 友矩（8.東京大学）
部門幹事：東原 紘道（東京大学），高松 正伸*（日本鉄道建設公団）
〃：野村 卓史（8.日本大学），林 良嗣（8.名古屋大学）
〃：小長井一男（9.東京大学），灘岡 和夫（9.東京工業大学）

調査研究部門

- 主査理事：河野伊一郎（前掲）
担当理事：村本 嘉雄（8.京都大学），室 達朗（8.愛媛大学）
〃：池淵 周一（9.京都大学），濱田 政則（9.早稲田大学）
部門幹事：磯部 雅彦*（東京大学），内藤 和章（大林組）
〃：竹林 征三（8.建設省）
〃：田村 武（9.京都大学）

企画部門

- 主査理事：木村 孟（前掲），柏原 英郎（前掲）
担当理事：柏原 英郎（8.前掲），澤本 正樹（8.東北大大学）
〃：永井 重光（川田建設）
〃：平山 修一（9.電源開発）
部門幹事：池田 駿介*（前掲）

広報部門

- 主査理事：石井 清（前掲），土岐 憲三（前掲）
担当理事：辻 勝成（8.福岡県）
〃：溝畠 靖雄（9.JR 東日本都市開発）
部門幹事：佐藤 騒一（8.北海道大学）
〃：高津 浩明*（東京電力）

国際部門

- 主査理事：小野和日児（前掲）
担当理事：高田 至郎（8.神戸大学）
〃：石井 弓夫（9.建設技術研究所），稻村 肇（9.東北大大学）
部門幹事：富永 真生（8.川鉄エンジニアリング），古池 弘隆（8.宇都宮大学）
〃：宮田 年耕*（建設省），池田 龍彦（9.国際協力事業団）
〃：日下部 治（9.東京工業大学）

学術資料館・土木図書館部門

- 主査理事：橋本鋼太郎（前掲），大石 久和（前掲）
担当理事：佐伯 浩（8.北海道大学），大石 久和（8.前掲）
〃：藤田 瞳博（9.北海道大学）
特別委員：長瀧 重義（新潟大学）
〃：三上 市蔵（関西大学）
部門幹事：伊藤 義人（名古屋大学），柴山 知也*（横浜国立大学）
〃：吉崎 保（鹿島建設）

災害緊急対応部門

○主査理事：吉田 翔智（前掲）
担当理事：榎木 武（九州大学）
〃 : 稲村 肇（9.東北大学），河野伊一郎（9.前掲）
部門幹事：三木 千寿（東京工業大学）
〃 : 亀田 弘行（京都大学）
〃 : 山本 幸司*（名古屋工業大学）

備考：1) () 内の数字は在任年度、また所属は就任時のものです。

2)*は企画運営連絡会議幹事会メンバー

